

令和3年白老町議会定例会12月会議会議録（第1号）

令和3年12月14日（火曜日）

開 議 午前10時00分

延 会 午後 4時31分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告について

第 4 行政報告について

第 5 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

12番 長谷川かおり君	13番 氏家裕治君
1番 久保一美君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	高尾利弘君

企 画 財 政 課 長	大 塩 英 男 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
建 設 課 長	舛 田 紀 和 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	早 弓 格 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
政 策 推 進 課 参 事	伊 藤 信 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日12月14日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会12月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 私から一言議長として挨拶をしたいと思います。

収束の見えないコロナ禍、長きにわたって3密回避、そしてまた町民または自らの身を守るための自粛に深く感謝を持ち続け、日頃の議会活動に議員の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

そこで、一、二点申し上げておきますが、町の財政も財政基盤の安定のために長く続けた健全化プランもやっと、長きにわたってしたのですが、終わりました。この数年、財政再建という言葉から、この頃はいろいろな基金残高の増加用語が先般の町政だよりも出ておりました。その用語は、何々が減少したとか、それから黒字化になったとか不足がなくなったとか様々な最近用語が目立ちます。それも健全化プラン以上の積立金がどんどん増えていく。5年前に財政調整基金が10億円余りが5年間で財政調整基金だけでも13億円、基金もこの5年間余りで10億円余り増えて24億円近くなっている。金庫に金のたまることはよいことだと私は思っています。しかしながら、金をためるためにまちは町政をしているわけではありません。お金というものは町民の幸せと、それから幸せな生活をするために財政を投資していく。そして、最近少子化ということが盛んに言われますが、人口減少が言われますが、その対策なしでは町は成り立っていかないと思います。私は何を言いたいかというと、行政は確かに健全化プランを守るため、しかし議会は一日一日の町民の生活のためにこの議場でどんどん議論をしていく、要するに基金を引き出して町民のためにまちをつくっていく形に議論をしなければならないと、私は常にこう思っております。そのためにも議員方の大きな議論の場ですから、堂々と議論して町民のために発言をしていただきたいなど、私はこう思っております。

それから、もう一つ、この頃私のところにも最近しょっちゅう電話が来るのですが、寿幸園の民間移譲、昨日も来ました。町民の何も知らないところでこういうことが決まるのかと、金がない、金がないといって約2億5,000万円の金を上乗せして移譲するのはおかしくないかと、もうちょっと議会できちんと議論をしてくれ、こういうお電話があったことも伝えておきたいと思います。

それから、もう一つは、先般議会だよりも編集後記というのが書いてあります。ある議員が水産、サケの水揚げが極端に壊滅的に今年是不漁になったと。壊滅的に。しかし、今まちでは農水課がなくなって、漁獲がこんなに壊滅的影響があっても議論をされていない。私は、コロナにばかり目を配らないでこういう第1次産業にも、議会もそうですし、町政も目を配っていくべきだ、このことを一言申し上げて、ちょっときつい言葉だったかもしれないけれども、ここは議員の皆さんが、もう折り返し地点です。精いっぱい町民のための議論をしていただきたい

い、このことを申し上げておきたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、12番、長谷川かおり議員、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、12月3日及び12月10日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、12月3日及び12月10日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和3年白老町議会定例会は、明年1月5日まで休会中ですが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により12月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、令和3年定例会12月会議の運営の件であります。

まず、12月10日に議案説明会を開催し、12月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議いたしました。

本定例会12月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和3年度の各会計の補正予算4件、条例の制定及び一部改正4件、条例の廃止1件、指定管理者の指定3件、人権擁護委員の推薦2件の合わせて議案15件であります。

また、議会関係としては、定期監査・例月出納検査の報告、議員の派遣承認、及び意見書案等が予定されております。

これらの議案の取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、報告第1号から第2号までの定期監査報告関係の2議案であります。

次に、一般質問は、既に12月3日・午前10時に通告を締め切っており、議員10人から16項目の質問の通告を受けております。

このことから、一般質問については、12月14日から3日間で行う予定としております。

次に、意見書案は、各会派代表などから3件提出されております。

意見書案3件は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

なお、一般質問及び本日までに上程されている議案の審議については、12月14日から17日の4日間を予定したところであり、予備日を20日としております。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会12月会議の再開は、議案等の審議の関係上、おおむね7日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書の規定に基づき、定例会9月会議において議員派遣の議決した以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会12月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、金子恭之総務大臣の白老町視察と車座対話についてであります。岸田文雄首相が重視する聞く力により政策を実現するための車座対話が渡邊孝一総務大臣政務官、堀井学衆議院議員出席の下、12月5日に開催されました。午前中に開催された町内郵便局長、役場職員との車座対話では本年10月から実施している郵便局との包括業務委託を中心に意見交換が行われ、大臣から過疎化、人口減少が進んでいる地域にこそ必要な取組であるとの評価をいただいたほか、本町の課題及び総務省への要望事項について耳を傾けていただきました。午後からの地域おこし協力隊員との車座対話では活動内容や支援に関する意見交換が行われ、引き続き地域活性化に積極的に取り組む地域おこし協力隊員を支援していくとの見解を示していただきました。

また、車座対話のほかに社台コーポレーション白老ファームと民族共生象徴空間ウポポイを視察され、競走馬の生産、アイヌ文化復興と発信の取組について理解を深めていただきました。

次に、白老町立国民健康保険病院における報告2件についてであります。まず、内科常勤医

師の退職と採用についてであります。このたび12月31日付をもちまして小串哲生内科医師が退職する運びとなりました。小串医師は、4月1日付の採用以降、内科外来及び病棟業務をはじめ訪問診療や新型コロナウイルスワクチン接種業務等において精力的に従事され、その誠実で温厚な人柄から、多くの町民や患者に慕われております。今回の退職は大変残念であります。ご本人の体調不良と療養目的から退職意向が寄せられたものであり、小串医師本人からは体調回復後においては出張医師等による職務復帰の意向が示されているところであります。また、後任となる内科医師については来年2月1日付での採用を予定しております。

次に、物忘れ外来の開始についてであります。来年1月27日より月1回の予定で特定医療法人社団千寿会三愛病院と当院の医療連携強化に伴い、医師1名の派遣による物忘れ外来を開診する運びとなりました。当面は事前予約制により診療を開始する予定です。本町においても高齢化の進展とともに物忘れや認知機能の低下に悩む患者やご家族の声が寄せられており、このたびの開診が症状で悩んでいる方にとって健康で有意義な生活を送るための一助となるよう努めてまいります。

なお、本12月会議には、議案13件、諮問2件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 本日から一般質問を予定しております。10名の議員から16項目の通告が出されていますが、一般質問される議員並びに説明員にお願い申し上げます。一問一答方式ということ十分に理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁にも簡潔明瞭にするよう、議長から特にお願ひ申し上げます。

◎一般質問

○議長（松田謙吾君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（松田謙吾君） 5番、会派きずな、西田祐子議員、登壇願ひます。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） おはようございます。本日は私2件、まちづくりについてと高齢者大

学について質問させていただきます。

まず初めに、まちづくりについてであります。

(1)、白老滑空場について。平成6年10月、日本航空学園と白老町が交わした白老滑空場設置に関する覚書以来、滑空場に9億3,300万円を投入し、整備してまいりました。また、白老校開設に当たり5,000万円を寄付しておりましたが、白老校は平成30年より休校になり、昨年7月末に校舎等宿泊施設は売却されました。昨年6月と9月議会でこのことについて私は質問しております。また、12月議会で前田議員の質問に対して町は、覚書を見直しし、使用料や管理運営等について日本航空学園側と協議すると答弁されております。過去の総括、精査をすべき時期だと思いますので、質問いたします。

①、日本航空学園との協議の進捗状況を伺います。

②、滑空場の使用と維持管理の状況を伺います。

(2)、町政懇談会について。数年前まで町連合主体の町政懇談会が行われていましたが、ここ数年は町民と行政がともにまちづくりのための話合いが行われておりません。

①、町政懇談会についての考え方を伺います。

②、現在行われていないが理由について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「まちづくり」についてのご質問であります。

1項目目の「白老滑空場」についてであります。

1点目の「日本航空学園との協議の進捗状況」についてであります。平成6年に日本航空学園と覚書を締結後、町からの提案により、旧漁組の跡地を校舎として学園の運営が行われてきたところであります。

その間、年々、生徒数の増大により寮の狭隘化が限界となったことから、数年にわたり条件を満たす物件を探しており、町も相談を受けておりましたが、結果的に物件が見つからなかったことから、白老キャンパスにおいて運営していた学科を、30年3月末をもって、やむなく千歳市へ移転したものであります。

また、学科移転後の校舎と寮につきましては、有効活用を含め学園側と協議していたところ、令和2年12月に他の学校法人へ売却することで売買契約が行われたものであります。

このことを受け、同学園と締結した覚書を見直すこととし、これまで無償で貸付していた滑空場の用地を、有償で貸し付ける内容を盛り込んだ新たな契約の締結に向けて、現在、協議を行っているところであります。

2点目の「滑空場の使用と維持管理の状況」についてであります。日本航空学園の滑空場の利用実績は、令和元年度65回、2年度67回で、今年度については、利用実績はございません。

また、白老フライングクラブが週末を中心に、週14回程度利用されている状況にあります。

なお、イベント等の利用としては、元年度までは6年連続でBikeJIN祭りが開催されておりましたが、2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている状況であります。

滑空場の維持管理については、現在、日本航空学園が行うこととなっているため、維持管理に要する町からの支出はない状況であります。

2項目めの「町政懇談会」についてであります。

1点目の「町政懇談会の考え方」についてであります。平成12年度まで「町政懇談会」という名称で町の主催により開催していましたが、協働のまちづくりの視点から13年度以降はまちづくり懇談会として町内会連合会の主催により実施されてきたところであります。

主旨としましては、地域が抱える課題や町政に対する町民の皆さんの意見をお聞きして、これからのまちづくりの参考とさせていただきたく広聴事業として捉えております。

2点目の「現在行われていない理由」についてであります。町政に対する町民の皆さんのご意見については、隔年で実施しておりますまちづくりに関する町民意識調査やパブリックコメントの実施のほか、各種事業についての町民説明会を開催していることから、現在町主催による懇談会は実施しておりません。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） まちづくりについてであります。再質問いたします。

(1)、白老滑空場についてであります。平成6年10月に日本航空学園と白老町が交わした白老滑空場設置に関する覚書の内容を公表していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは、白老滑空場に関する覚書の内容でございます。

全7条から成っております覚書となっております。ここで朗読させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、白老滑空場設置に関する覚書。

白老町、以下甲という学校法人日本航空学園、以下乙というの間においては、乙が計画する学科または学校の設置を前提とする白老滑空場、以下滑空場というの設置について次のとおり覚書を締結する。

施設の整備、第1条、甲及び乙は、滑空場設置の目的を達成するため、開設に先立ち別表の施設を整備するものとする。

負担区分、第2条、甲乙がそれぞれに負担する施設は、別表を基本とする。ただし、甲乙の負担区分がこれにより難い事由が発生したときは適宜協議するものとする。

使用許可、第3条、甲は、別表の基本施設の整備が完了したときは速やかに乙の使用を許可するものとする。

第2項、前項の使用許可に当たっては無償で乙に使用させるものとする。

第3項、使用許可の範囲は、別添図面のとおりとする。

管理、第4条、使用許可を受けた乙は、その日から使用許可の範囲にある施設全てを管理するものとする。

敷地の譲渡、第5条、甲は、乙に対して甲乙双方の譲渡条件が完了した時期に滑空場敷地を

無償譲渡するものとする。

騒音対策、第6条、乙は、滑空場を使用するに当たり、住民からの騒音被害の苦情が発生した場合は誠意をもってこれに対応し、飛行経路の変更をするなど騒音対策に十分配慮するものとする。

協議、第7条、この覚書に定められた事項に関して疑義が生じたときまたはこの覚書の定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

上記覚書締結のあかしとして本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成6年10月31日、甲、北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号、見野全、乙、山梨県北巨摩郡双葉町字土谷445番地、学校法人日本航空学園、梅沢重雄。

別表の中身になりますが、項目、それから負担区分、整備計画となっております。基本施設、負担区分の甲ですが、滑走路600メートル掛ける30メートル、着陸帯720メートル掛ける30メートル、エプロン7,000平方メートル。附属施設、乙が負担区分となっております。トレーニングセンター施設、管理棟、格納庫、油脂庫、風向指示器。

備考としまして平成6年度滑空場開設時の施設とするというような内容になってございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今覚書について内容を読んでいただきまして、これにつきましては平成6年に当時の町長、そして町民の方々みんなで日本航空学園を歓迎し、そして白老のまちの活性化になるだろうということで期待を持って行ってきたということがよく分かると思います。ところが、そのこの文書の中で最初に覚書で約束されていたものが履行されない場合には適宜協議するとなっております。先ほども町長の答弁でありましたけれども、昨年12月にきちんと日本航空学園は売却されていると、売買契約が行われたと答弁されています。あれから1年たっております。適時するという契約になっておりますので、今まで日本航空学園との話し合いはいつ、どこで、何回協議されましたか。

また、協議された相手側はどのような立場の方なのか、町からは誰が出席されたのか、この内容について合意できる見込みはあるのか、その時期はいつになるのか伺います。

そして最後に、新しく契約する内容についてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは、私のほうからご答弁させていただきたいと思いません。

昨年12月会議においても協議していくと、議員のおっしゃられたとおり町側は答弁させていただいております。その間、それ以降の部分になりますけれども、今年、令和3年に入りましておおむね6回から7回程度訪問等してご相談、協議といたしますか、させていただいております。誰がという部分では、そのときの担当課長であったり4月以降私であったり、それから担当者、副町長等も含めてお邪魔させてもらいながらお話もさせていただいております。その間

コロナの緊急事態宣言等もありましてお互いに行き来できないというときもありましたので、電話やメール等で協議をさせていただいたという経過もございます。相手方につきましては、当然学長様であったりとか事務部長様であったりとかという方と協議させていただいている状況でございます。

それで、先ほども町長の答弁があったとおり、新たな契約に向けて今協議させていただいておりますけれども、まずは合意はほぼほぼできる見込みのところまできてございます。契約の時期は、年明け以降できるだけ早期にさせていただきたいと考えてございますが、日本航空学園側様のお話も聞くと理事会に諮るということもありますので、そういった手続ですとか、こちら側の契約書の内容もこれから詳細に詰めていかなければならないというところで年明け以降に進めていきたいと考えております。

大きな契約書の内容でございますけれども、ここは無償から有償で貸し付けるという内容になっておりますので、有償でやるという部分、それから大きくは維持管理の部分は借り受けたところはきちんと管理していただくといったような部分、そういったところを中心に今精査しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 有償で借り受けたところが管理すると、そういうふうに答弁いただきましたけれども、滑空場の土地は白老町の所有ですけれども、日本航空学園側が管理棟と格納庫など、そのほか先ほども説明ありましたけれども、いろいろな附帯設備が建設されていますけれども、土地の貸付金、建物の固定資産税はどのようになっているのでしょうか。

また、これを貸し付けるに当たって管理棟とか格納庫は解体するのか、それとも白老町に譲渡されるのか、町はその施設が必要なものと判断しているのかどうなのか、その辺これらの対応をどうされているのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 固定資産税の件でございます。

現在は学校法人が借り受けるということになりますので、それから建物、管理棟、格納庫を含めてです。あくまでもこれは日本航空学園の持ち物です。底地は白老町になってはいますが、建物も日本航空学園のものでございますので、まずはそういった状況になっているということで、固定資産税につきましては学校法人ということで、今非課税というのですか、そういった形になっているというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 格納庫と、それから管理棟、それとあと油の関係の施設があるので、それらの部分については、課長のほうからお話がありましたけれども、学園のものということで、町が引き受けたりとか、そういうことはしない考えであります。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） そうしますと、現状のままで置いておくということになりますよね。

そうなってきましたら、この建物が老朽化したりどうにかしたりとか、例えば日本航空学園が撤退するといったときにはこの建物自体をどうされるのか、そこまできちんと決められていますか。そこをお伺いしているのですけれども。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 考え方でございます。

先ほどもご答弁させていただいたとおり、日本航空学園のほうと今協議させていただいておりまして、借り受けたいということでございますので、それで協議を進めておりますけれども、これが逆に日本航空学園が使わないということになった場合には速やかに撤去してくださいということで町は求めていくことになろうかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） このことはきちんと新しい契約のときに明記しておくべきだと思うのです。白老町は、こういう条件でお貸ししますと、そういうものがきちんとなければ、撤退するとか古くなったときに改めてどうしましょうかという協議になってくると面倒になってくるのではないかと思いますので、その辺も答弁をお願いします。

それから、先ほどの答弁で年間経費は向こうのほうを持つからということでしたけれども、昨年9月の議会で町長は、当初の覚書のとおりでいっておらず、町費、税金を使って施設を整備したことに対して費用対効果はどうだったのかきちんと評価しなければならないと答弁されております。その中で私の質問に対して起債を借りていると、そのときの残高、昨年9月ですけれども、3,507万5,774円の残高があると。そして、令和2年度の支払いが742万9,256円。今年度は、昨年度は払いましたから、今残高が2,764万6,518円あると思います。これから令和9年までにこの金額を支払っていくわけです。令和3年度の支払いは615万8,152円払うことになっております。年間の維持管理費のほかに大事なものは、この起債償還金と利息を支払う収入をどのように捉えておられるかということなのです。これらの費用を町民に丸投げして負担させるのは町民の理解を得られるかどうかということが大事だと思います。使用料は大きな財源であり、全額使用者が負担すべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） それでは、私のほうから起債の関係と、それから使用料の関係をご答弁させていただきます。

去年西田議員のほうからも質問がありまして、起債の部分についてどうするのだというお話がありました。そのときもお答えはさせていただいたのですけれども、この起債につきましては町道を整備する起債ということで、町のほうで借りて町道整備をしております。そういった部分も含めること、それから起債とはまた別なのですけれども、寄付金でも町のほうでお金を出しているという部分があります。町道整備という部分で起債を使いましたということなので、ここの部分については町のほうで負担をしていくという考え方です。それと、もう一つの寄付金につきましては、当時の約束とかそういった部分で、投資という言い方がいいのか悪いのかあるのですけれども、そういった形の中でお金を支出したということでもあります。こういった

部分がありますので、そのことはその当時の約束事で行ったという部分になります。

それで、使用料につきましては、今まで覚書に基づいて無償でしたけれども、移転されていることから、その覚書は効力がないということで、今度は新しい契約ということになります。それで、その契約書の中で敷地の使用料としていただきます。

それから、先ほど議員のほうからお話がありましたけれども、今後の滑空場の課題というのですか、例えば撤退した場合については建物は撤去してくださいとか、そういった細かなことも今回は協議をさせてもらって決めていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） まず、起債のところでございますけれども、こちらにつきましては昨年の議会の中でもお話をさせていただいていたかもしれませんが、現在も償還しています部分につきましては、あくまでも町道白老滑空場線改良舗装事業に伴うものだというのでございますので、今まで日本航空学園ばかりではなくて防災の拠点であったり、それから室蘭工業大学の実験施設等にも使う町道という認識でいるところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 滑空場に行くための道路を造ったのだから、これは当然町で負担すべきだというお考えかもしれませんが、もともと滑空場を造らなければ必要ではない道路なわけです。その辺をどう捉えるかという問題だと思います。

また、室蘭工業大学が滑走路横の敷地を使用するに当たりまして、昨年600万円を土地を購入しておりました。そのとき10年間で償還できるようにとして、使用料として年間60万円を決めております。これは、その当時担当だった、どなたか忘れましたが、その方々はきっちり10年間で、これは室蘭工業大学が使うものであるから、やりましょうという、そういう答弁でございました。今回の契約内容は何をもって、何を根拠にして敷地使用料を決めるのかということだと思います。町民に理解を得られるように政策目的を明確化した上で、合理的根拠、エビデンスです、基づくものになっているのかどうなのかということが非常に重要な問題だと思います。その辺についての責任者のお考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 使用料の算定の仕方です。

使用料につきましては、普通財産として敷地使用料でいただくということを考えております。評価額に対して求めていく形になりますので、行政財産の使用料徴収条例、それに基づいた形で使用料はいただくという考えでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 普通財産と今言いましたけれども、まず普通財産と行政財産がありまして、行政財産につきましては例えば庁舎だとか町民の方が使う施設だとか、そういった形になりますので、普通財産ということで、行政財政以外の財産の中で普通財産というくくりの中でそれは取り扱っていききたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 一般道路だから、ただで使ってもいいのではないかという考え方にしか聞こえないのですよね、私にしてみたら。私たち町民も道路を使うときや橋を渡るときにお金を払って渡っているわけではないし、実際には税金で、全額ただで私たちは利用させていただいています。それと同じ考え方だと私は聞こえるのですけれども、それで果たして町民の理解をいただけるのかと、使用料はそれにふさわしい額なのかということなのです。そのことを今回は指摘させていただきます。これからどういう形で契約されるのか分かりませんが、まずそういう課題があるということだけをしっかり理解していただきたいと思います。

次に行きます。日本航空学園は、白老滑空場を利用する団体から昨年も今年も約42万円以上の使用料を受け取っていると聞いています。撤退した日本航空学園が第三者に貸付けし、収入を得てもよいものでしょうか。なぜ使用料をもらう権利があるのか。滑空場の使用権は、白老町が持たなければ無償譲渡と同じだと思いますけれども、これで白老町の権利を守れるのかどうか、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 議員の言われた金額につきましては、私どもも押さえている数字でございます。あくまでも日本航空学園様側の格納庫に飛行機を格納するための使用料という認識だということでお聞きしてございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） そうしましたら、団体が白老町の滑空場をただで使っているということになりますけれども、それでよろしいのでしょうか。格納庫の使用料を払っているのですよね。そうしましたら、その団体がただで滑空場を使っているとなりますけれども、それでよろしいのですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） その団体の関係ですけれども、その団体につきましては日本航空学園と関連団体ということになるのです。それで、今までは覚書で日本航空学園が維持管理をしていく中で、その団体についてはそういう使い方をしてきています。ただ、この覚書ということがなくなりますので、今後についてはその団体からも同じように使用料をいただくことで進めたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） その団体の経緯といいますか、の部分について私のほうからお話をさせていただければと思います。

もともと日本航空学園の関連団体としましてジャネットというところがございまして、そこが今の団体の前身となっております。日本航空学園の社員の方がジャネットから新しく立ち上げて会長になりましてクラブをつくりまして、その後には新しい会長に替わられているという状況になっているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今まで日本航空学園に対して白老町は少し甘かったのではないかと思います。そういうところをきちんと今回改めて整理して、そして町民に納得してもらえるような、そういうような新しい契約にしていいただければと思います。

次に、滑走路の大規模補修についてであります。平成7年度に完成した600メートルの滑走路は26年たっております。15年完成の200メートルも18年たちました。大変老朽化しております。昨年9月の私の質問に対して当時の担当課長は、オーバーレイには約2億5,000万円と想定されると答弁されております。日本航空学園側は、今のまま使っていったら近い将来、10年後くらいにはこのぐらいの金額が必要だと、そう言われておりますけれども、この全額負担を視野に入れて交渉すべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。なぜならこの約2億5,000万円のオーバーレイをしてまで白老町が負担すべきものなのかどうなのか。町民が今まで、先ほど議長も話していましたが、財政再建に当たってひどく町民、また役場職員も苦勞してきました。ここでまたこういうお金を使って町民の理解が得られるとは思えません。やはり白老町の条件はこうしますと相手に伝えてきっちり話し合いをしなければ駄目だと思いますし、それで駄目ならやめていくというのも一つの方法だと思います。無理してやる必要はないと思うのですけれども、その辺についての理事者の考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 大変失礼いたしました。私は、全部工事しましたら、先ほどの答弁の内容によりましてオーバーレイをした場合は2億5,000万円かかると単純に答弁の言葉を聞いて理解しましたが、そうではなくて新たに造るとしたら2億5,000万円かかると、800メートル。オーバーレイした場合はその金額ではないということは理解しました。すみませんでした。ただ、これらのオーバーレイをするというのに当たってはどのくらいかかるのかという答弁をいただいております。ただ、日本航空学園側のほうが今後10年間滑走路を使うのに当たっては滑空場の整備とかそういうのに約2,000万円かかるだろうと言われております。白老町として一体幾ら考えておられるのか、その辺をもう一回お願いしたいと思います。すみません。改めて質問させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 大規模改修というのかは別にしても、改修の部分についてはですけども、まず飛行機を運航させるのに必要な当然管理だとか、それから滑走路の維持管理、こういったものについては日本航空学園側のほうで全てしてもらおうと考えています。日本航空学

園側のほうの負担でやってもらおうと考えています。それで、日本航空学園側のほうが話をしていた2,000万円ぐらいのかかるであろう修理費というのですか、そういった部分については中身がどういうものなのかということも現在は把握していませんので、その中身を再確認した中で10年間で必要な、飛ぶことに対して必要なことであれば、それは基本的には日本航空学園に負担していただきたいと思っています。

それと、それ以上の大規模改修になってくると相当額になってくると思いますので、そのことは町が負担をしていくことが適切なのか、あるいは高額な金額であればそのことをもってあそこの施設をどうするかということは当然考えていかないと駄目だと思っています。そのことも今回の新しい契約をつくっていく中で学校側とは議論させてもらって、どういった方向性でいくかということはきちんとしておきたいと思っています。いずれにしましても、そういったような今までの覚書とは別に新たな契約を結ぶ、その中で必要なことは決めて日本航空学園のほうとはやっていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 副町長の答弁をいただきましたけれども、これから先大規模改修ということになったときの試算は、それでは今はできていないということなのではないでしょうか。大規模改修をもしするとしたらどの程度かかるという試算は全くまだしていないと。私は、その部分もきっちり試算をして話合いをしておくべきだと申し上げたかったわけなのです、一番の理由は。なぜかといいますと、先ほども言いましたように、白老町の税金を使ってまで大規模改修しなければいけない施設なのかどうかということなのです。そここのところで大規模改修をするに当たって、今白老町では3団体使っていることになりですね、滑空場。アマチュア団体と日本航空学園と、それと横のところの室蘭工業大学が使っているのですけれども、先ほども答弁にありましたけれども、大規模災害のときにあそこを使う予定があると。たしか有珠山噴火のときもあそこを使っていますし、苫小牧市の樽前山噴火のときには当然あそこも重要な拠点になると思います。そういうようなことから考えると、あそこの滑空場をきちんと町として必要な条例を制定して維持していくという考え方を持っていただきたいと思うのですけれども、私の質問と前田議員の質問には何度もそのことについては条例をつくって考えていきたいと言っているのですけれども、一体どのようにお考えなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） まず、財産的な考え方です。確かに過去の答弁の中では行政財産ということで答弁させていただいた部分はあるかと思いますが。ただ、地方自治法からいきますと、この部分は普通財産、いわゆる学校や公民館、図書館等に広く使われる、または役場庁舎のように公用財産として使われる財産ではないと担当としては捉えております。よって、行政財産ではないことから、こちらの財産につきましては普通財産という考え方で我々担当は押さえてございます。そういった中で、普通財産でございまして、行政財産であれば公の施設として条例化するということも当然あり得ますけれども、必ずしなければならないというものではないのですが、そういう捉え方もできるものではございますけれども、あくまでも普通

財産でございますので、今の段階では条例化する考えはございません。ただし、今後、将来になりますけれども、航空需要が増えてくるとか、科学技術の進歩に伴って広く一般的に飛ぶ乗り物ができて需要が高まった場合には行政財産として、または公の施設として条例化するということも十分将来的には考えられるのではないかと押さえているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、その辺の整備もきちんとしていただきたいと思います。これは最後の質問になりますけれども、町長、今の答弁でよろしいのでしょうか。行政財産ではない、普通財産であるから、条例は要らないと、それはそれで結構なのですけれども、実際には白老町が責任を持ってこの財産を白老町の財産であると、そうきちんと考え、そして適正に利用される、町長も何回もおっしゃっていますけれども、一人でも多くの方に、町民にもいろいろな団体にも使っていただきたい、そこをきちんとするべきだと思うのです。条例がないならなにに何らかの利用できる条件みたいなものをきちんとしておく必要はあると思うのです。また、実際にもし使うときに一々日本航空学園側の許可を取らなければならない事態になってはおかしいと思うのです。日本航空学園が使うとき、そしてジャネットですか、その団体が使うとき、そういうとき以外のときはやっぱり白老町が主体性を持ってきちんとして利用できるという、使わせる、使わせないは白老町が責任を持っているのだとおかなければならないと思うのですけれども、その辺の考え方をきちんとして新しい契約の中でも盛り込んでいただいて、そうしなければ白老町民がここをどうするのだと、誰のものなのだ、一体と。知らない間に日本航空学園のものになってしまったのと、一々許可を取らなかつたら使えないのと、そんなふうになったらおかしいと思うのです。最後にいたしますので、町長のご見解をお伺いし、この質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） 白老滑空場ではありますが、平成6年の覚書が日本航空学園と交わされて、内容は今るるやり取りをしたところでありまして、全くそのときの状況が変わってきていますので、新しい契約というか、そういうのを結ぼうと思っております。ただ、日本航空学園が利用する、室蘭工業大学が利用するとしても持ち物は町なので、西田議員がおっしゃったとおりきちんとして町が管理した中でルールを決めて、きちんとして貸出しをしなければならないと私も思っております。今条例は必要ないというお言葉があったのですが、担当課長もお話をしたとおり、現在は普通財産の位置づけで、今すぐ必要かという必要ではないので、これが利用度が増すとか、いろんな要望があるとか、そういうときにまた条例も含めて考えていきたいと思いますが、今は私たちも民間も含めて滑空場を利用してもらおうというアプローチはしておりますが、今の日本航空学園とのやり取りの中でもB i k e J I N祭りにあるように、日本航空学園が決して一つの企業体というか、団体としてそこを独占している状況ではないので、それはきちんとして話し合いの中で町民にも利用できるような、連携できるような施設に持っていきたいと思いますし、そのルールはきちんとしてつくっていききたいと思います。これから、先ほど担当課長もお話をしたとおり、滑空場の利用度が今よりもいろんな意味で多様性も含めて利用できる状

況になれば条例も含めて考えていきたいと思いますが、今は実際に使っていただいているだろう団体ときちんと協議をした中でルールを決めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） この件についてよろしいですか。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） それでは、(2)、町政懇談会についてお伺いいたします。

白老町には白老町自治基本条例が制定されております。その中に議会の役割、町民の役割、行政の役割が述べられております。また、その中で情報公開、そして町民とともにまちづくりをつくるという考え方が述べられております。自治基本条例の第2章第1節第4条、5条、第2節6条、3条、9条、10条にどのように書かれているのか伺います。町政懇談会と白老町自治基本条例との整合性をどのように捉えられているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 町政懇談会と自治基本条例との関係とのご質問でございます。

広聴広報という観点から、自治基本条例の中には西田議員がおっしゃられたとおり、まず4条の中に情報共有ということで、互いに情報を伝え、情報共有のまちづくりを推進しますと規定されているところでございます。また、6条には説明責任ということで、町民に積極的に分かりやすく説明しますという規定がございます。さらに、10条の中に参加機会の保障ということで、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。また、町は多様な方法を用いて広く町民の意見を求めますということで、こちらは広聴広報の分野で自治基本条例の中に規定されているところでございます。具体的に情報共有、説明責任、参加機会の保障ということで、町としてこの条例上規定されているものについて実際に何をやっているかというところでございますが、情報共有につきましては事業別の説明会、例えば総合計画の住民説明会であったりですとか、そういう形で説明会を実施しているところでございます。説明責任につきましては、こちらは出前トーク、出前講座というのを実施しまして、これは町民の皆さんに分かりやすく説明している形を取っているところでございます。参加機会の保障といたしましては、24年からスタートしておりますパブリックコメントであったり審議会委員の公募委員であったり隔年で実施をしておりますまちづくり意識調査、こちらを参加機会の保障ということで広く町民の皆さんに意見を頂戴しているというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 自治基本条例の中には町としての説明責任もあるし、行政と町民との情報共有、また町民の行政の参加、そういうものが盛り込まれていると説明を受けました。ま

ず、白老町は1988年頃、白老町C I運動として元気まち運動が始まっております。その後元気まち100人会議などの町民を巻き込んでまちづくり、地域づくりが進められてきました。町長も若かりし頃、このような役場職員と一緒に活動されたこともあると思います。それから今日まで白老町は町民とともにまちづくり、地域づくりを一緒にやっという機運がありました。その中で白老町自治基本条例がつくられてきました。町長は、今回3期目当選のとき共生共創、共に生き、共に幸せをつくるまちへを掲げ、共に幸せを実感できるまちを目指してまいります。町民皆様の声をしっかりと聞きながら必要な施策への判断を行い、最善を尽くして町政運営を行っていく所存でありますと、このように述べられておりますけれども、それでは先ほどの滑空場の問題、これを町民に説明してきたのでしょうか。寿幸園の民営化、町民に説明してきたのでしょうか。町立病院の問題、町民に説明してきたのでしょうか。最近よく聞かれますよ、町立病院どうなったのですかと。建てるかと決めたみたいですが、間違いなく開設されるのでしょうか、どうなのでしょう。どんな病院になるのでしょうか。町民は分からないから、こういう重要案件を説明する責任があると思うのです。それについて町長はどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 自治基本条例は、私は1期目から町民が主役のまちづくりという大きな白老町の目標を掲げておりますので、そのとおりだと思ひまして、自治基本条例もきちんと大切にしてきたつもりであります。3期目の共生共創のまちづくりというのは、1期、2期やった中で町民とこのまちをつくってきたという自負もありましたので、ウポポイもできて白老町の中だけではなく対外的な方たちも一緒にまちづくりをしていこうという意思を言葉にしたということでもあります。今るるお話がありました町立病院の問題とか、町民から私も今どうなっているのか、どうなっていくのかという声はたくさん私のほうにも声が入ってきているのは事実であります。一つ一つのその事業というか、テーマに合わせて町民にできるだけいろんな形で発信はしていっているつもりなのですが、それまでのプロセスであったり結果であったりというのが広く全ての人に伝わっていないというのも認識しておりますので、それをいかに一人でも多くの方にきちんと情報発信できるかというのは大きな課題だと捉えておりますので、その辺は試行錯誤しながら続けている最中でございます。大きなテーマについては、今までも住民説明等々も行ってきました。ただ、今あったように寿幸園の問題も先方の協議の中での進めてきた中では確かに住民説明会という場を取って説明はしてはおりませんが、新聞にも載っていますので、天寿会とのやり取りの中では15年という経過の中で、いろんな形で町民が、また施設の方が安心してこれからも過ごしていけるような形で取っていますので、その辺はきちんと議会も通した中で町民に情報発信はしていきたいと思ひますし、一つ一つは決して密室で行って物事を取り進めるのではなくて、できるだけ多くの声は聞こうという考えは持っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 町長、そういう広い心で町民と懇談したい、説明したいというお気持

ちがあるのですしたら、やはり町政懇談会を開催していくべきではないかと思うのです。先ほどの課長の答弁でしたら確かに説明はやっています。でも、テーマごとに決められているから、そこに参加する人も限定されます。また、いろいろな形で町民意見を取っていますと言っていますが、実際にインターネット上でやりますとか、また公募で声を聞きますと、全く限られた人間だと思うのです。そうではなくて、広くいろんな人たちに説明を町長直接、町長の声を聞きたいのです。選挙で選んだ町長ですから。最近では2回とも町長の対抗馬がいらっしやらないから、選挙していませんけれども、町長に1票を投じた町民としては町長がどうお考えを持っているのか、それを直接聞きたいのだと思います。ですから、町政懇談会にしても以前は町内会連合会が主催でやっていました。そうではないと思うのです。やっぱり役場が主体になって、そして町長が説明するということが一番大事だと思うのです。私の知っている限り高齢者大学で町長が講演してくれるというと、高齢者の皆さんすごく喜んで行きます、講演会場に。町内会連合会の婦人会の皆さん方もそうです。町長の話が聞けるからと喜んで行きます。役場の職員が説明したって、それはそのとおりだというのは分かっているのです。町長も同じことを言うのは分かっているのです。そうではないのです。町民は、町長の直接の声を聞きたいのです。そこは町長、もっと自信を持って私はこうしたいのですと、皆さんの幸せのためにみんなの声を聞いてこういうふうにまちづくりしたいのですと、そういう懇談会をぜひつくっていただきたいと思うのですけれども、どうなのですか、担当課としては。今はコロナだから、無理だと思いますけれども、やっていくお考えはあるのか。また、町長も町民に対してそういう広い心を持って懇談会を開催するお考えがあるのか質問させていただいて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） まず、担当者のというご質問でございましたので、担当としての見解と申しますか、考え方を述べさせていただきたいと思っております。

現在政府としても岸田総理が聞く力という、そういった形で重視している形で町民の皆さんの声を聞くということは、よりよいまちづくりのためには重要なことだということで担当としても捉えております。西田議員のご指摘とちょっとずれてしまうのですけれども、いろいろと幅広いご意見ということであれば具体的に各種委員会の中で町民の皆さんにも参加していただいて、例えば私が担当であれば行政改革委員会の中でいろいろご意見を頂戴したりですとか、あとまち・ひと・しごと創生の会議の中でいろいろと町に対するご意見というのを頂戴しているところでございます。

それで、ぜひ町政懇談会をというお話がございました。それで、懇談会というのは広聴の事業ということで取り進めているところでございます。それで、いろいろと過去の経緯、私も過去の部分を改めて見たのですけれども、そのやり方というのが課題がいろいろあって、どういうやり方がいいのかということでいろいろと課題がある中で町としてもいろいろ考えて進んできたところでございます。その中で懇談会で大きくなってきたところは困り事、町内会の困り事であったり、そういった要望事項というのが大きいということから、現在は町民の皆様からそういった要望事項を提出していただいて町のほうでご回答していただいているという状況も

あります。さらには西田議員からコロナというお話もございましたので、町民の皆さんの意見を聞く、町で発信していくという手法はいろいろあるかと思えます。それで、今国でやっているオープンハウス形式というような、要するに広い会場の中でいろいろと町のほうで事業説明をするという、こういった形で説明していくという方法もございますので、いろいろな手法を取り入れた中できちんと進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町民の声を聞くということでは本当に否定するものでもないですし、一人でも多くの声を私も聞いてまちづくりを進めたいと思っております。西田議員がおっしゃるとおり、高齢者大学の講話とか町内会連合会の女性部とかに毎年定例でお話をさせていただくと、出席率もいいので、ぜひというお話もさせていただきます。そういう意味ではテーマを決めてきちんと、町政懇談会という名称がいいのかどうか今は言葉は控えますけれども、いろんな方に行政としての情報発信というのは大切だと思っておりますので、今までも目に見えないというか、いろんな団体とか集まりの中で、私も町政についてその団体からお話があったときにほとんど否定はしなく、きちんと役場の中でお話も聞いていることもありますので、もっとももっとうまく情報発信ができればいいと思っておりますので、私の立場からは町政懇談会というよりは、財政健全化プランで説明したように、一つの大きな町の課題のときには情報共有はしていきたいと思うのですが、不特定多数の、テーマがないと、なかなか出席率も少なくなってきた町内会連合会にお願いしたという経緯も聞いておりますので、この辺は大きなテーマのときには必ず町民の声を聞くような大きな機会もできると思うのですが、少人数とかの声もきちんと聞けるような体制もこれからもつくっていききたいと思いますし、協働のまちづくりで町内会連合会と一緒にやっているというのは私はいいことだと思っておりますので、どういう形で双方にとって、私の声がきちんと届けていけるのかというのはまた協議をしながら進めていきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 次に、高齢者大学について伺います。

白老町の65歳以上の高齢化率は、今年4月1日現在で46.05%、全道179市町村の中で15位、苫小牧市は、ちなみに29.5%で166位となっています。全道平均は32.1%で、全国47都道府県中18位となっています。全国、全道と比較しても白老町は高齢化率が高く、高齢者対策は重要な案件となっております。

3年ほど前に高齢者大学の校舎の老朽化により教室を移転したいという話がありました。あれからどうなったのか伺っていききたいと思います。

(1)、校舎の老朽化について伺います。

(2)、在学生数と年齢構成、通学状況について伺います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「高齢者大学」についてのご質問であります。

1 項目めの「校舎の老朽化」についてであります。

校舎として利用している高齢者学習センターは、平成2年3月をもって閉校した北海道白老高等学校の校舎を活用し現在に至っております。

また、校舎は昭和33年に新設され、建設後63年が経過しており、建物や設備の老朽化が顕著であります。

2 項目めの「在学生数と年齢構成、通学状況」についてであります。

令和3年4月1日現在の学生数は141名となっており、年齢構成は60代13名、70代76名、80代46名、90代6名であります。

また、通学状況については7割の方が自家用車、残りの3割は徒歩、自転車、家族による送迎、公共交通の利用や乗り合わせとなっております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） まず、校舎の老朽化についてであります。

校舎は昭和33年に建設され、建設後63年が経過していると。最初は町立病院であって、白老高校になって、その後高齢者大学と変遷してきていますけれども、ここのトイレは非常にひどいところになっております。女性トイレは4か所ありますけれども、和式にプラスチックの洋式便座が置かれているのが2か所、和式が1か所、洋式が1か所あり、ウォシュレットはありません。トイレの洗面台は、男女ともに昔ながらの洗面台で、ペーパータオルありません。トイレ内は洋式では狭く、下着の上げ下げにも困難だと、そのように言われております。8年間通っている女性は、トイレを今までに一回しか利用したことがない。大学のあるときは朝から水も飲まず、我慢していると、こういう状況です。

2点目、洗面所は水しかなく、プロパンガスが設置されていますけれども、冬になると凍結するので、破裂するので、ほとんど使用できない。掃除は水拭きでしてはいますけれども、コロナ時期なのですけれども、除菌されているかどうか分からないと。

3点目、コロナ感染防止のためにコーラスなど体育館で活動しています。これは3密にならないためですけれども、そのストーブは昨年から故障しており、ジェットヒーターを今利用している。

4点目、防寒のためのビニールが窓に貼られていますが、それがぼろぼろになり、破け、無残で廃墟のようになっている。

5点目、陶芸教室の床が陶芸ろくろの重みで斜めになり、今にも床が抜けそう。玄関の段差、トイレの出入口などバリアフリーとは程遠い状態。学校では上履きを使用しているが、冬場の災害時に上履きで避難すると足元が危ない。こう言われています。

昨年来の新型コロナウイルス感染症対策で様々な施設が改善されてきました。また、消毒液やペーパータオルなど、これでもかというくらい予算を執行してまいりました。しかし、一番対策をしなければならぬ高齢者が集う高齢者大学の施設に対応しているとは思えません。このような状況を教育長はどう御覧になっているのか。町長は御覧になったことがございますか。どのように考えておられるのか、お二人のお考えをまずお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今いろいろな点にわたって議員のほうから校舎の老朽化についてご指摘をいただきました。現実として、そういう実態ということは私も認識しております。過去のいろんな経緯の中で取りあえず、取りあえずという言い方は大変失礼ですけれども、まず何よりも学生の皆さん方の安全という部分を、安全に学んでいただくということを最優先してまいりました。ですから、小破修繕になるのですけれども、屋根の問題であったり壁の問題であったり、そういうような対応を優先してまいりました。ですから、どうしてもふだん日常的に使われる様々な、トイレだとか洗面場だとか手洗いだとか、そういったものについての十分な改修工事というのは現実的には行ってきていないと思っております。ですから、そういった大変ご不便をおかけしている状況は十分理解しておりますので、このことについては、ここに今大きなお金をかけて改修をしていくというよりは新たな場所の中で、少しでもいい環境の中で学習ができるような、そういうような方向を今考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私も校舎がすごく古くなってきているのは確認はしております。理事者含めてみんなで見に行ったのですが、教育長がお話をしたとおり、今の高齢者大学の校舎を大改修とかするつもりは私もございませんので、新しく建てるというのは現実的には難しいと思っておりますので、今ある施設の中で共存共栄をしながら施設の利用ができればいいと思っておりますので、いろんな案は教育長を通じて高齢者大学の方々と協議はさせていただいておりますが、なかなかいい結果が出ないと認識しております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 陶芸教室の非常口が開かないので、火事的时候はどこにも避難できないと高齢者大学の生徒がおっしゃっていました。消防は、消防法にのっとって校舎に当然査察に行かれていますと思います。いつ、どのような査察を行い、どのような指導を行ったのか、そして今のままで大丈夫なのか、そこをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 早弓消防長。

○消防長（早弓 格君） ただいま西田議員からのご質問です。

高齢者学習センターということに限らず、町の管理の部分でいうと、今年度、令和3年10月中旬から全ての施設に関して立入検査をしています。高齢者学習センターに関しては10月15日、消防の立入検査、消防の視点から見た立入検査を実施しております。高齢者学習センターの消防用設備に関しては特に不備がないというところで確認はしております。点検業者からの指導も特にないということで聞いております。基本的には高齢者学習センター、消防の検査の際には関係者の立会いを求めますので、施設の職員に立ち会っていただいています。施設内を見ると、先ほど議員もおっしゃっていた非常口の建てつけが、建物全体が傾いているということで、建てつけが悪いということで消防のほうでも把握しております。施錠がままならないということで、そこにペンチか何かを置いて鍵をかけているというところは確認はしております。最終的に立入検査が終わった後にその件に関しては担当課のほうと情報の共有を図っております。

〔「今のままで大丈夫なのですかって聞いている」と呼ぶ者あり〕

○消防長（早弓 格君） 避難所、高齢者学習センターという使用形態、高齢者の方が多いかと思しますので、改善は必要かと、消防の視点から見たところでは改善が必要かというところで、非常口を開けたら結構段差があるということで、コンクリートか何かを置いているということで多少段差は解消しているのですけれども、冬期間、降雪時の状況がなかなか、私も実際現場は見えていないのですけれども、そういう状況も踏まえて何らかの改善は必要かと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） やはり高齢者の方々の施設をどこにするかというのは命の問題に関わってくるわけです。非常口が開かないから、非常口を開けたら段差があつて危ないと。冬になったらどうやって逃げるのだと。こういう大きな問題がありながら長年放棄しておくというのは高齢者に対していかなものなのかと、町に対していかなものなのかと、このように思います。行政としてあつてはならない現状ではないかと思えます。

また、白老中学校への移転の話は何度も3年ほど前にありました。その中学校への移転の話はどうなったのかとも聞いています。中学校を見学させていただきその後何の連絡もない。教育委員会で何度も聞き取り調査に来ているが、何のためだったのか説明してほしいと。全く高齢者に優しいまちづくりをしていないと。大学生は、そのようにつぶやいております。高齢者を何だと思っているのか。社会教育長としてふさわしくないのではないかと。そういう声も聞かれました。これについてどう思いますか、お伺いします。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 中学校への移転ということではなくて、一部機能の移転というようなお話をたしかしております。今の高齢者大学の施設をそのまま白老中学校に全て持っていくのではなくて、あそこの白老中学校に空き教室が幾つかありますので、そういったものを活用した活動はできないだろうかということで、3年ぐらい前にそういう計画を立てました。そのことについて、全部コロナのせいにするつもりはありませんけれども、ここ2年は学校のほうも感染リスクを下げるという意味で保護者も含めてあまり校内には入れておりませんので、今そのこと自体については止まっております。ただ、大きな話をしていきますけれども、高齢者大学の現在の校舎については、先ほど議員のほうからもいろいろご指摘いただいたように、かなり老朽化しているという状況、そして安全性を担保しつつも、それでも現状としてまだまだ不十分さがありますので、あそこの校舎以外の幾つかのところに学生たちの学びの場を求めていきたいと。その中の一つとして白老中学校は今の段階で入っています、まだ。なぜそこを入れるかという、そこにはただ単に学生の皆さんが自分たちの活動の環境をよくするというだけではなくて、中学生とのいろんな関わり、世代間交流、これは大変重要なことだと思っておりますので、そういった意味でこのことについては決して終わってしまった話ではなくて、今後とも中学校、それから高齢者大学の皆さん方にもお話をしながら何とかそこについてはこれからも進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今のような説明を高齢者大学の私たちは聞いていませんと生徒の学生の皆さん方は言っているのです。そこが問題なのです。3年前にそういう計画を立てて、聞き取り調査をして見学したのだったら、コロナで今は無理なら無理だときちんと説明してほしいと。何の連絡もなくほったらかしにされてしまって、私たちは邪魔者なのですかと、そんなにお荷物なのですかと、そうも言われました。そうではないと思います。だからこそ高齢者に優しくないと、そういう言葉が出てくるのだらうと思います。

また、校舎のほうとしても、白老中学校と言いましたけれども、今は旧社台小学校は大規模な工事をしています。あれだけの大工事をして子供たちの数は非常に少ないわけで、空き教室がいっぱいあるわけです。その中で空き教室をきちんと高齢者大学用に移設するというのも考えられると思います。複合施設としても考えられると思います。今の白老中学校のほうの問題であれば陶芸教室なんかはそういうものは持っていけないわけなのです。それであれば今の校舎をまだ使うということになって、その校舎を使うということがもう限界ではないのということを私は先ほどからずっと述べているわけなのです。災害時になったら避難もできないような状況で、消防が非常口が開かないと、鍵をかけていると。出たらひどい段差があって、高齢者は飛び降りなかったら逃げられないと。皆さん言っていますよ、こんな高いところから飛び降りたら骨が折れてしまうとか、転んでしまって動けなくなるとか。それが非常口の現状です。一体高齢者を何だと思っているのですかということなのです。旧社台小学校だってあります。また、いきいき4・6もあります。いきいき4・6も健康福祉課、高齢者介護課があり、社会福祉協議会もあります。本来であればそういう施設に高齢者大学が行くのが一番自然だと思うのです。ところが、高齢者の人たちは、大学の人たちは、何か知らないけれども、余されているみたいな感じで、いつまであそこの校舎の中に閉じ込めておくお考えなのでしょうか。

先ほど私一番最初に言いましたよね。コロナウイルスなのにトイレにペーパータオルもないのです。あの予算は一体どこに行ったのですか。私は、その辺を教育長にしっかり聞いてみたいと思います。新しい校舎を早急に対応しなければ高齢者の皆さん方に申し訳が立たないと、私はそのように思っておりますけれども、どうなのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 2点ほどお話があったと思います。

1つ目は、これから高齢者大学の動きについて学生の皆さん方がきちんと情報を理解していないというお話でした。この点については、学びの主体が学生でありますから、その一人一人の学生が情報について共有化を図っていく、あるいは情報を見える化していくと、これは大変重要なことだと考えています。ですから、先日もアドバイザーともいろいろ話したのですが、高齢者大学のお便りが出ています。これも今までは何回か出していなかったようですが、去年の秋ぐらいから裏面に学生の皆さんからふだんやっているいろんな会議の中身がよく分からないという声も出ていて、今はできるだけいろんな、こういう会議ではこういうことが話し合われましたとか、こういう動きになっていきますということを情報としてできるだ

けお知らせするようにしています。このことについては今後とも、議員のほうからご指摘もありましたけれども、学生一人一人がこれからの大学の在り方を含めていろいろな情報をしっかり理解できるというような取組をしていきたいと思えます。

それから、校舎の問題については今年の3月の予算等審査特別委員会で議員のほうからもこのことについてご質問をいただいております。そのときに私は申し上げたのですけれども、3年後に、令和6年に高齢者大学が開校50周年を迎えます。この50周年を迎えるということが大変大学にとって大きな節目になるという意味で、今いろいろその活動場所の問題、いろんなお話をいただきました。これについても場所も含めて、あと内容、高齢者大学の活動していく内容、それからあといろいろな教育の在り方、そういったことも含めて3月に、答弁が長くなって恐縮ですけれども、3月に第3次白老町社会教育中期計画という計画を立てました。この中で高齢者教育の推進について、今後その体制や教育内容、方法について見直していくと書いていますので、これに基づきながら50周年という一つの節目を機会に在り方含めて検討していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） つまり教育長は、50周年まで待てとおっしゃるのでしょうか。そうしか聞こえません。高齢者の方々に言わせると、私たちのあしたはないのだと。いつ死ぬか分からない。今日一日、今日一日を一生懸命生きている。あしたはもう学校に来られないかもしれない。でも、今日一日は来られたから、一日精いっぱい好きなことをやって、そしてまたあした。でも、あしたはあるかどうか分からない。そういう中ではっきり言われました。私たちに未来はないのに一体いつまで待たせるの。私たちが楽しみにしてここの学校に来ていることをどうして分かってくれないのと。そういう言葉です。先ほど情報といってチラシを作りましたけれども、私はそういう問題ではないと思えます。入学式や卒業式、コミュニティセンターでやりますよね。そしてまた、201号室で講演なんかもやっています、大体月に1回程度。そのときに説明してくればいいのですよ、今こういう状態ですと。そういうことが全くないということをおっしゃっているのです。紙でお知らせしましたというのは、これは一番卑怯なやり方だと思う。高齢者の皆さん方にその文書を読んで理解しろというのですか。そうではないでしょう。やっぱり教育長、教育長もだんだん年を取ってきて、私と同じでもうすぐ後期高齢者になるのです。その方々がつえをつきながら一生懸命それでも学校に行きたいという思いをきちんと理解していただいて、一日も早くこの建物を改善するという考え方にならないのかどうか。町長はどう思っているのですか、これについて。町長にもお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 決して議員が言われるように私は学生の存在を軽視しているわけでもありませんし、学び自体を軽んじているわけでもありません。ですから、今お話をしたように、本当に人生100年時代を迎えて、最初に議員がおっしゃったように白老町はほかのまちに比べて高齢化率が極めて高いまちです。そういった意味では、この高齢者の方々が社会の支えられる存在から社会を支えていく担い手として、そういう活躍をしてほしいと思っています。そ

ういった意味では高齢者大学の果たすべき役割、持っている目的というか、設置目的は極めて重要だと考えています。ですから、学生の皆さん方の中に教育委員会は学生を大切にしていないうという、そういうようなもし認識をされている方がいらっしゃるのであれば、それは私としても大変申し訳ないと思っています。

それから、大学の活動場所も、確におっしゃったように非常に冬になると寒いですし、そういう意味では決していい条件だとは思っていません。ですから、一日も早く変えていきたい。ただ、すぐではあしたからできるかという、いろんな調整もありますし、場当たりに場所を充てていくというよりも全体的なきちんとした構想といいますか、考え方も必要です。ですから、50年まで待てという言い方は非常に私は極論だと思いますけれども、できる限り早い段階で学校の在り方については見直しをして、それが整い次第、学生の皆さん方に少しでもいい環境や状況の中でさらに学びを深めてもらいたいという思いであります。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） ハードな面とソフトな面といろいろあると思うのですが、教育委員会も高齢者大学ときちんと連携をして進んでいっているのは間違いありません。ただ、西田議員がたくさんの方からお話を聞いて問題点等々も、課題もありましたので、真摯に受け止めて、できることは速やかに進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今は12月会議ですから、できることなら来年の4月には高齢者大学の学生が今のところに通わなくていい方法を何か考えていただけないのでしょうか。私はそう思います。高齢者の方々が大学に通って、そして仲間と集うことが目的であって、場所はどこでもいいのです。高齢者の方々がいろいろな形で通学していますけれども、子供たちにスクールバスがあるように、高齢者の人方にデマンドバスだとか元気号バスだとか福祉有償運送だとか、そういうものも活用したら場所はどこでもいいのです。白老町がそういうものを、交通の便です、よくさえしてくれれば竹浦だろうが虎杖浜であろうが社台だろうが場所はどこでもいいのです。コミュニティセンターだっていいのです。どこだって構わないのです。問題なのは現状でいいのかいと、一日も早く改善するべきではないのかというのが私の考え方です。大学生の人たちに校舎を新しく建てると私は言っているわけでもないし、学生の方々がそれを望んでいるわけでもありません。ましてや学生の方々は、私が今回この問題を取り上げようと思っても、皆さん方がいいのだと、私たちは我慢しているから。我慢ですよ、我慢、我慢、我慢。一体いつまで我慢させるのか。そういうことを考えて、もうちょっと答弁をきっちり考えていただいて、いつまでにそれを改善されるお考えなのかももう一回聞きます。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 私も何回か運営委員会に出席して、この大学の在り方についていろんな話をしました。ですから、議員がおっしゃるように、今の状況よりもいいところであればどこでもいいよとおっしゃる方も確かにいらっしゃるかもしれませんが、私が運営委員会に出たときのそれぞれの活動サークルの代表の方々のお話を聞いてみると、やはり今の大学

が一番いい。なぜかという、誰にも気兼ねしないから。中学校へ行くと、上に中学生がいるでしょう。そしたら、中学生が気になるのだよねと。そんなお話もありました。ですから、私は学生の皆さんが、今自分たちが占有していますよね、誰にも迷惑をかけないというか。そこに対する愛着というか、それはすごく強いのだなと私は感じました。ですから、いろんな思いが多分あると思います。ただ、あしたからこっちへ行きなさいという話ではないと思いますので、そこは学生の皆さん方とも一定限話合いをして、そして皆さん方が喜んで次の活動の場所でできるような、そういうことについてはしなければいけないと思っています。それは時間でいつまでやるということは、今の段階ではお話しはできないのですけれども。繰り返しになりますけれども、早くそこは環境として改善していきたいという思いはありますので、その辺についてはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 学校に愛着があるからといって、それはそう言える人はいいです。でも、一番最初に言ったように、トイレを我慢している女性の立場になってください。まして長生きして通っているのは女性のほうが多いのです。朝飲物を我慢して、前の日から水分を取るのを我慢して、そして終わったら急いで近くのお店屋だとか飲食店に行ってトイレを借りて使うと。間に合わなかったら困るから、オムツをしていくというのです。そんなこと恥ずかしくて、そんな学校ありますか。私はそこを言いたいと思います。ですから、愛着のある人は結構です。でも、現実はそのようですということも理解していただきたいと思います。

最後になりますけれども、高齢者大学の今後の運営についてです。多くの高齢者は、戦中戦後の時代を大変な思いをされ、苦勞してきました。子育てや仕事から解放され、お互いいたわりと心遣いを持って集える場所、受皿をきちんとつくってほしいと願っております。その中で、高齢者大学ではネーミングが嫌だという声がたくさんあります。特に若い方が多いです。若くても65歳以上ですけれども。50周年に向けて若々しく元気の出る名前を公募などで決めてほしい。これが1点目です。

2点目、町も補助金や助成金を活用して楽しい企画をしてほしい。いろいろな講演をしてほしい。地域おこし協力隊などの若い人たちの話を一回でも二回でも、何回でもいいから、聞きたい。私たちは、若い人たちの白老のまちで活躍している姿を見たいのだと。だから、そういうような活躍をしている人たちの話を聞きたいと。白老町は高齢化が進んでいるから、医療費や介護保険を使わないように、高齢者を元気にするように、生涯学習の予算に力を入れるべきだと。このような声を高齢者大学の人たちが言っています。高齢者大学に生きがいを見つけて楽しくて仕方がないと感じていらっしゃる方々のご意見だと思います。それらについてのお考えは、町長、副町長、教育長ばかりではないです。施設の問題もありますから。また、交通の便の問題もありますから。真摯に受け止めて、どのようにされるのか、私の最後の質問いたします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 先ほど西田議員から3点ほどご質問がありました。総括的な答弁については後ほど理事者のほうからお答えさせていただきますので、私のほうから現在現場のほうで取り扱っている内容について答弁したいと思います。

まず、1点目に校名等のネーミングの件についてであります。こちらの件につきましては、過去にも校名を変えたいですとか愛称をつけたいだとかというお話があった時期もありまして、大学の学則の中に校名がうたわれているということで現状このようになっています。ただ、ほかの自治体に視察に行く際に高齢者大学の運営状況もお聞きしたところ、愛称だとかというのは西田議員のご指摘のとおりよく使われて、親しみのあるようなネーミングになっているような自治体が多数ございますので、こちらについては今回運営委員会の中でも校名等の変更についてということで提案がありましたので、そちらについては今後の高齢者大学の施設の部分も併せて早急に検討していきたいと思っております。

また、事業の企画の関係です。年間7回定例講座ということで開催させていただいておりますが、ここ数年講師の人選がマンネリしているというようなお声もいただいておりますので、昨年からは補助金を活用して落語の方をお呼びしたりですとか、先ほど西田議員からお話のありました、今年実は地域おこし協力隊の講演も予定していたのですがけれども、コロナで中止となっております。その辺を工夫しながら来年も講座の実施に向けて取り組んでいきたいと思っておりますし、高齢化率が高い割にはどんどん、どんどん学生の在籍数が減っているということは、やっぱり魅力を上げていかないとならないという部分は当然考えておりますので、高齢者大学の定例講座とはいわず、そういう事業を活用した講座だとかは一般の方にも、高齢者大学の活動を理解していくための取組を今後検討していきたいと考えております。

また、高齢者が元気になる予算づくりという部分でもございますが、私たち高齢者教育という観点で教育委員会のほうで所管しておりますが、高齢者教育のほかに町長部局で高齢者福祉という部門があります。高齢者を教育だ福祉だとかと縛ることなく、関係課と連携して取組が必要になってくると思っております。そのための事業提案もこれから早ければ来年にも提案できればいいかと思っている次第でございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

高齢者大学の老朽化に関わっての問題につきましては、これまでも教育長のほうから理事者会議等の中でも説明を受けて、町全体として重要な課題だということは認識をしております。ですから、単なるというか、おかしな言い方になるかもしれないけれども、教育委員会の事業といいますか、そういうことではなくて、課長からもあったように、これからは高齢者というくくりだけではなくて、町民の皆さんが長く健康で前向きに活躍していくための政策的な部分については町全体として考えていかなければならないという認識であります。ですから、

そのためにもこれから全ての町民の皆様方にわたって学びの場だとか集いの場だとか、それから活躍の場を町としてしっかりと環境づくりを進めていかなければならないと考えております。そのためにもこれまで以上に教育委員会、それから各部局、課の中での情報の共有化や認識の共有化をしっかりと認識を深めながらこの問題については対処を図っていかなければならないと考えております。今回学生として学んでおられる議員の日常の細かな目線も含めたご指摘については、しっかりと重く受け止めてまいりたいと考えておりますので、これまでも議論のあったところですが、前向きに対処していくべき問題だという認識の下に、まずは高齢者大学の問題については考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 先ほど最後と言いましたけれども、この学校をどうするのかと、教育の学ぶ場をどうするのかということが大事だと思います。学べるための施設はどうあるべきなのだと。これ耐震化されているのですか、ここの校舎は。先ほど教育長は、ここの場所がすごく自分たちだけで占有できるからいいとおっしゃっていましたが、それではそこは耐震化されているのですか、校舎として安全なのですかと。もしこれ子供たちだったら、このような環境で学ばせていたら、町長、教育長、抗議の声が矢のように飛んできますよ、これ。とんでもない話だと。高齢者の皆さんだから、自分たちで、自分の責任でここに来ているのだと。そういう思いだから、今までずっと我慢してこられていると思います。私は、来年の4月からでも安全に学べるようにするべきだと思います。なぜなら、一番最初にこちら答弁されたように、教育長、141名中80代が46名、90代6名、合わせて52名です。3分の1以上の人が申し訳ないのですけれども通っているのです、こんな高齢者が自分たちの生きがいを持って。100歳時代だと言っているのだったら当然安心で安全な校舎で学んでもらうために私たち白老町はやらなければいけないし、議員としてもそういうようなこと声を上げていかなければならないと思っています。基金が約24億円あると言っています。高齢者のための大学に改善するための施設に使うお金がもったいないという話にはならないと思います。ここを最後に来年の4月から取りあえず今の校舎でもう学ばないような状況にしていきたい。そこのところをもう一度、町長、申し訳ないのですけれども、できるのかできないのかはっきりとご答弁お願いしたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 高齢者大学の校舎の老朽化については、副町長も答弁したように、喫緊の課題で重要な課題だと認識をしております。来年の4月という明言はできませんが、高齢者大学の校舎をそのまますぐ移行するというのはなかなか現実的には難しいと思っておりますので、また高齢者大学の学生も含めた、要は高齢者大学ときちんと協議をして進めて、今もいつているのですけれども、一部でもきちんと学習、学びの場ができるような体制はつくっていきたくて考えております。

○議長（松田謙吾君） それでは、以上をもって会派きずな、5番、西田祐子議員の一般質問

を終わります。

◇ 大 渕 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、8番、会派日本共産党、大渕紀夫議員、登壇願います。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、日本共産党、大渕紀夫です。私は、町長に2点質問をいたします。

1点目は、町財政についてであります。

（1）、令和2年度の決算の総括について。

①、財政的な視点での総括及び第6次白老町総合計画から見た総括をどのように捉えているか伺います。

②、健全化指標、経常収支比率、ラスパイレス指数、繰出金、扶助費等におけるそれぞれの推移及び評価を伺います。

③、基金及び各特別会計を含む起債償還残高と評価を伺います。

（2）、令和3年度予算執行状況について。

①、歳入歳出の現状と変動を伺います。

②、コロナによる予算執行の変動はどのように捉えているか伺います。

③、新病院建設と現行の白老町立国民健康保険病院事業会計の財政状況を伺います。

④、白老町行財政改革推進計画と財政指標の方向及び今年度の見通しについて伺います。

（3）、行財政改革推進計画の中での基金と起債への考え方と実行見通しについて伺います。

（4）、交付税とコロナ感染症対策を含めた国の財政方向への町の対応について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「町財政」についてのご質問であります。

1項目めの「令和2年度決算の総括」についてであります。

1点目の「財政的な視点での総括及び第6次白老町総合計画から見た総括」についてですが、財政的な視点での総括につきましては、コロナウイルス感染症対策事業や住民生活に密接した事業を実施しながら、基金の積み増しや、適度な実質収支額が確保できており、投資と抑制のバランスを保ちながら、財政基盤の安定化が図られたものと捉えております。

総合計画から見た総括につきましては、実施計画に登載された事業を実施することが、まちの将来像の具現化につながるものであり、着実に推進されたものと捉えております。

2点目の「健全化指標、経常収支比率、ラスパイレス指数、繰出金、扶助費等におけるそれぞれの推移及び評価」についてと3点目の「基金及び各特別会計を含む起債償還残高と評価」については関連がありますので一括してお答えいたします。

健全化指標につきましては、実質公債費比率は13.3パーセント、将来負担比率は31.7パーセント、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しておらず、概ね財政健全化プランの目標値どおりに推移しており、プランの着実な実施により改善が図られたものと捉えております。

経常収支比率につきましては、職員給与削減の解除や会計年度職員制度の導入により、前年比0.7ポイント増の92.2パーセントとなっており、行財政改革推進計画の実施による固定的経費の縮減が不可欠なものと捉えております。

ラスパイレース指数につきましては、職員給与削減の解除により前年比0.8ポイント増の98.9となっており、適切な定員管理を推進する必要があるものと捉えております。

繰出金につきましては、下水道事業会計及び病院事業会計への繰出金増により、前年比1億7,550万5千円増の19億9,374万8千円となっており、両事業の経営改善が急務と捉えております。

扶助費につきましては、前年比6,706万9千円増の9億8,947万7千円となっており、高齢化率の上昇により当面の間は上昇傾向が続くものと捉えております。

基金につきましては、特別会計分を含めて前年比2億3,039万1千円増の23億5,548万1千円となっており、健全化指標の改善と財政基盤の強化に大きく寄与しているものと捉えております。

起債残高につきましては、企業会計・特別会計分を含めて前年比9億9,997万円減の160億4,695万6千円となっており、健全化指標と同様にプランの着実な実施により改善が図られたものと捉えております。

2項目目の「令和3年度予算執行状況」についてであります。

1点目の「歳入歳出の現状と変動」についてと2点目の「コロナによる予算執行の変動」については関連がありますので一括してお答えいたします。

歳入につきましては、町税は、入湯税に新型コロナウイルス感染症の影響が見られるものの、概ね予算額を確保できる見込みであります。

普通交付税は、当初予算額を4億1,431万4千円上回る34億1,431万4千円、臨時財政対策債発行可能額は、当初予算額を9,806万8千円下回る2億8,563万2千円となっております。

ふるさと納税は、11月末現在で前年同月比1億1,700万円増の約3億200万円となっております。

このほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関する国庫支出金として1億6,952万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,781万6,000円を見込んでおります。

歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業として7,375万7千円、新型コロナウイルス感染症対応交付金事業2億2,246万6千円、萩の里自然公園の災害復旧費1,940万円、病院改築事業に係る病院会計への繰出金2,760万3千円を補正予算として追加したほか、本定例会において新型コロナウイルスワクチン接種関連事業として644万3千円、新型コロナウイルス感染症対応交付金事業として2,225万8千円の補正予算を計上しております。

3点目の「新病院建設と現行の白老町立国民健康保険病院事業会計の財政状況」についてですが、現在、病院改築に向けて、設計・施工一括発注による公募型プロポーザル方式により、受託事業者の選定作業を進めているところであります。

受託事業者の選定後、基本設計業務に対する経費について補正予算の提案を予定しておりますが、病院改築事業費を含めた令和3年度病院事業会計の決算収支見通しについて、単年度資

金不足の発生が想定されます。

4点目の「白老町行財政改革推進計画と財政指標の方向及び今年度の見通し」についてであります。行財政改革推進計画においては、令和3年度の実質公債費比率は12.5パーセント、将来負担比率は39.1パーセントとなっており、実質公債費比率は令和6年度まで、将来負担比率は計画期間中を通して、低下するものと推計されております。

今年度の見通しにつきましては、実質公債費比率は推計値である12.5パーセント前後、将来負担比率については30パーセント以下になるものと捉えております。

3項目目の「行財政改革推進計画の中での基金と起債への考え方と実行見通し」についてであります。

行財政改革推進計画においては、起債については、計画期間中の町債発行総額を80億円以内に抑え、公債費の抑制を図るとともに、過疎債などの財政上有利な起債を有効活用することとしており、基金については、財政調整基金は平常時においては10億円を下回らないよう努めるものとし、特定目的基金については、事業実施の財源として適切に運用することとしております。

本年度におきましては、繰越事業を含めた起債の現計予算額は約9億8,000万円、財政調整基金残高見込みは約12億5,000万円、特定目的基金繰入額は約2億800万円となっており、今後においても計画の趣旨に則った財政運営に努めていく考えであります。

4項目目の「交付税とコロナ感染症対策を含めた国の財政方向への町の対応」についてであります。

交付税につきましては、国の「骨太の方針」による地方における一般財源総額実質同水準ルールにより、近年は一定の交付税額が確保されているものであります。

本町におきましては、人口減少や過去の起債への交付税措置の減少はあるものの、一定程度の交付税額は維持できるものと捉えております。

コロナ感染症対策につきましては、地方創生臨時交付金のほか、緊急包括支援交付金、特別定額給付金など、国民生活や事業活動への影響を鑑みた財政措置を国が行っているものであります。

本町におきましても、地方創生臨時交付金を活用した事業を展開しておりますが、コロナウイルス感染症対策の長期化に伴い、国による財政措置が縮小していく恐れもあることから、更なる財政基盤強化が必要と捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。令和2年度の総括については、財政健全化指標、実質収支、基金、起債残高等々健全化が進んだというような捉え方でいいと思うのですが、そこは確認をしておきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 令和2年度の決算の総括という部分でございます。

議員ご指摘のとおり、健全化指標、経常収支等々、こちらは前年度を下回っているといいま

すか、そういうことで総括としては健全化に向けて進んでいっているというような状況で捉えて結構です。よろしいです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。令和3年度の予算執行状況は分かりました。大きな変化が現段階では見られていないという状況です、コロナのことはありますが。その中で今回寿幸園の民営化がいろいろありますが、提案されています。特別会計で起債残高約2億5,000万円ぐらいあるのですけれども、これの今後の考え方、繰上償還するのだよということでは書いてありましたけれども、これは具体的には来年度の繰上償還はどこの財源を用いてやるという考えですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 寿幸園の民営化に伴う繰上償還の財源というご質問でございます。

こちらにつきましては、繰上償還、当時全員協議会の中で2億5,000万円というようなお話をさせていただいたのですが、そこで精査をかけまして、約2億円の繰上償還額が発生するというような状況になっているところでございます。それで、この財源につきましては、まず減債基金、こちらが現状で9,000万円基金残高がありますので、まずこの9,000万円と、あと併せまして残り1億1,000万円を財政調整基金から繰入れして、合計2億円を繰上償還するという考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今残高では2億5,000万円になっている。この5,000万円減ったという理由は何ですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 5,000万円の部分につきましては、今年度の予算額というか、今年度措置する部分、償還する部分ということで、今年度償還して残り2億円という考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。

特別交付税について伺いたいと思いますが、特別交付税、12月分は本町は新聞報道によると1億4,600万円で22.2%の減と。これは予算委員会でも答弁があったように、災害分が経年変化として捉えるということでもいいのかどうか、そして減少率が予想どおりか。今の町長の答弁で交付税は増えるということですから、ここではそういうような捉え方でいいかどうか。同時に、特別交付税の仕組みを、簡単で結構です。12月分と3月分があるのだけれども、そこら辺の仕組みがどうなっているのか、その辺りの答弁をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 2点質問がございまして、まず本年度の12月の特別交付税の額ということでご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、本年の12月交付は白老町として1億4,688万円交付されたというような状況になってございます。前年と対比しますと1億725万円減となっております、この減の理由といたしましては、若干議員のほうで触れていただきましたが、過去3年間に管内で発生した災害の部分の一定の割合がこういった部分に交付される現年債が減されたということでございます。一方で、増額もございまして、これは不採算地区への町立病院への繰出金が3割増されたということで、この部分については特別交付税が増されているというような状況になっているところでございます。

それと、もう一点、特別交付税の12月と3月分のルールというか、仕組みについてのご質問でございます。まず、12月分につきましては、いわゆるルール分ということで、例えば今お話をさせていただきました町立病院への繰出金の部分が幾らであったりですとか、そういった事業によってきちんと明確にこの事業に対しては幾ら特別交付税を措置いたしますということで、12月部分につきましては明確に幾らいただけるというようなことが分かっているということです。一方、3月につきましては、ルール分ということで代表的なお話をさせていただきますと、例えば地域おこし協力隊への部分ですとかアイヌの交付金の部分ですとか、そういった部分のルール分というようなものとプラスしまして特殊財政需要額というようなものがございまして、これははっきりと見えてこない部分はあるのですけれども、そういった中でそれを合わせまして3月の部分については措置されると、交付されるというような状況ですので、よく言われるのですけれども、3月の交付についてはなかなか金額が見えないというような状況になっているというのが12月、3月の特別交付税の仕組みというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。理屈は分かるのです。そこで説明されて分かりました。ただ、例えば今回の交付で病院の交付があったと、差し障りがなかったらもうちょっと詳しく教えてほしいのだけれども、なぜ答弁が必要かという、ルール分であれば、これは初めから町立病院の交付って分からないものなのですか、特別交付税で。増額がそうなったということは、初めから分かっているという状況ではないという捉えになってしまうのだけれども、そこら辺の特別交付税の仕組みの部分をもうちょっと病院のことを含めて教えてもらいたいです。そして、これは結果的には病院が赤字になって繰り出した分についての交付と考えていいのですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 町立病院の繰出金の関係でございまして。

12月の交付分というのは、町立病院は不採算地区ということでの町立病院に繰出金を出した部分について特別交付税で措置をいたしますということで、その繰出金に対して特別交付税措置がされるというような状況になっています。

〔「だから、その中身。例えば繰出金こんだけ繰り出したのに、こ

んだけ来たという、そういうのは分からないの」と呼ぶ者あり]

○企画財政課長（大塩英男君） 12月の交付でルール分ということですので、中身については分かります。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） すみません。もちろん12月でルール分ですので、そこは必ず合致した数字ではございませんが、ある程度そこは数値を見込んだ中で12月特別交付税の予算を組んでいるというような状況です。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何を聞きたいかという、こういうことなのです。要するに事業費の基礎数字、ルール分のパーセントありますよね。それを掛けた分が特別交付税になるわけでしょう。それがルール分で100%来ているかどうかということなのですよ、問題は。だから、そここのところが基礎数字の積み上げ額の違いがあってそういうことが起こるのか。要するに読めないという理由、特別交付税の額の精度を上げないと、どの予算でもつかみでしか見られないというのは私はおかしいと思うのですよ、制度的に。だから、そこはそういう積み上げ額の精度を上げることによって特別交付税のルール分というのは一定限度数字ができないのかということを知っているのです。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 交付税の仕組みということで、ごめんなさい、私の説明が悪かった部分はあるのですけれども、これだけかかりますという基礎数値がありまして、そしてそれに対して算定割合というのが半分です、満額ですという、8割ですというような、こういったルールは一定限ルールとしてございます。ただ、その中で総額として来た場合について、その一つ一つを精査して見ていくと、なかなかこれは状況として数字がつかめない。特に3月の部分については実際総額で、白老町の場合はここ最近3億円という大体ベースがあるのですけれども、その3億円で交付しますということで、そしてそのルール分というのが協力隊に対しては8割ですというような数字は出てきているのですけれども、総額として3億円になっていきますので、要するに協力隊に対して幾ら入っていますというような形では見えてこないというのが現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そのことは分かるのだけれども、積み上げ額、要するにルール分を掛ける部分の元数字、そこをもっともっと北海道なら北海道と協議をして精度を上げれば、0.8のものもあれば0.7のものや0.3のもの、0.5のものも、100%のものもあるわけでしょう。それを全部足した額が全然合わないわけだ。だから、そここのところを合わせるために積み上げ額を精査することによってきちんとできないのかと。もちろん3月分で、任意分というのかい、グレーゾーンと言われる任意分が、任意分というのか何というのか分からないけ

れども、そういうものがあるというのは分かっています。ただ、ルール分すらルールのとおりに来ないということはルールではないのだ。この特別交付税の考え方ってそこなのだ。何でもこんなことを聞くかといったら、これはこうやって言ったほうが分かりやすいと思うのだけれども、これは町からいただいた資料ですけれども、特別交付税のランキングを見たら、名前を言ってしまってもいいと思うのだけれども、この間視察に行った東川町、8,400人の人口で特別交付税10億9,000万円です。聞いたのだ。そしたら、これは積み上げ額、北海道との詰める積み上げ額をきちんと算出すれば、それは分かるはずだということです。今の答弁とは違うのだ。ただ、それは何かの方法があるかもしれない。それは我々は分からないから。だけれども、私が言いたいのは何かというと、これだけの差が、どうして人口が倍ある私たちのところよりも人口が半分しかいないところが特別交付税が倍もあるのかと。厚真町やむかわ町は分かります、災害があったから。その次に多いのは別海町です。これは基地が、基地というか、演習場がありますから、ここは8億円ぐらいあるのかな。町村ではここです。だから、ここら辺は特別交付税をたくさんもらうということが財政的には極めて白老町にとっては有利な状況になる。だから、もっと精査をして、もっと正確な特別交付税を出すということができないのかということ聞いているのです。そういう意味ですから。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 大淵議員のほうから東川町の例があって、確かにランキングでいきますと今お話のあった東川町が約11億円ということで全道で11位ということで、本町の場合は2年度につきましては約6億円ということで37位というようなランキングに位置しているところでございます。それで、私も東川町の特別交付税がどのような仕組みになっているかということを見せていただきました。それで、特別交付税措置されている事業、そこを的確に捉えて、視点としては特別交付税が措置される事業について、それだけではもちろんないのですけれども、そこを集中的に町としてやっていくというような視点の捉え方というのは我々としても参考になるところかと考えているところでございます。その特別交付税の金額の積み上げ方というようなご質問でございましたが、先ほども申したとおり、例えば地方創生交付金であれば5割が特別措置されるですとか、あと地域おこし協力隊については8割措置されるということで、やはり措置される金額というのはある程度ルール分としては見えるものは見えています。ですから、そこをまちづくりの観点から、特別交付税措置がされるということに基づいてその事業を展開していくということは考えられるというか、今後非常に大事な視点ではあるかと捉えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私が言っているのは今のこと、要するに政策ときちんと連動して、どうやって財政を得るかということなのです。財政ありきとか、金が集まったからやるとかというのではないのだ。この必要な政策をどう財源裏づけをきちんと取って事業するかということなのです。そのときに必要なのは、その金額が分かるということなのだよ、多くても少なくても。ですから、つり上げ額やそういう事業選定によってきちんと読めるもの

は、要するにグレーゾーンを少なくして、交付税措置を特別交付税できちんとルール分ですと言っているのだから、ルール分が全部入ってくるような予算を組めると、3月で。そういう考え方にならないと、そういう視点で北海道とも接触しないと、初めから10億円の枠では全部足したら10億円だけれども、来るのは5億円だよと、そういう考え自体が違うということを私は言っているわけ。東川町のやっていることが全部正しいかどうかは分かりませんが、私も。だから、それがいいとは言っていない。だけれども、少なくとも北海道との協議の中で、そこはうちのまちよりは見えているような気がしたのです。そこら辺を国にも要求するし、北海道にも話をしに行くと、そういうことを精力的にやることによって将来の財政計画ってきちんとつくれると思うのだ。そこら辺のところをきっちりやると、ルール分として2割来るもの、3割来るもの、5割来るもの、これはもらわぬということ、きちんと。そういう姿勢で財政運営しないと駄目ではないかということを行っているのです。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 北海道との協議、あと国との協議というお話がございました。ほかのまちのことですので、ご答弁は控えたいと思いますけれども、北海道との協議によって交付税が増えるかどうかというのは私も認知していないところではあるのです。ですから、北海道との協議があれば交付税を措置してあげるよということであれば一生懸命我々もそれに努めてまいりたいという思いはあるのですけれども、そういった部分を抜きにしても、議員のご指摘のとおり、きちんと交付税措置されるものというものはもちろん我々としても承知しているところでございますので、これはきちんと交付税措置されるもの、されないものと言ったらちょっと言い方がおかしいのですけれども、それを視点にして事業展開していくというのはもちろん重要なことですし、現状もきちんと我々としてもやっているのですけれども、そういった視点も含めて推進していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この件については分かりました。ただ、私が言っているのはルール分はきちんと市町村に入って当たり前だという認識でないとは私は駄目だと思っていますから、その精度を上げるためにどうするかということを中心にこれから勉強して行ってほしいと思います。

次、病院のことについて伺います。現時点での病院の経営状況、数字を含めて入院、外来、収支の状況、コロナの影響、昨年度比や改善計画との差、大まかで結構ですので、特徴を含めて答弁を願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 令和3年度の病院事業会計の経営状況についてのご質問でございます。

まず、入院、外来の患者数なのですが、11月末現在の数字で申し上げますと、入院につきましては1日平均13.3名と、外来につきましては106.5名という結果でございます。収支の状況でございますけれども、今想定される令和3年度の病院事業収益につきましては大体7億6,800万

円、それとあと病院事業費用については7億9,000万円と想定していきまして、大体差し引くと約1,200万円の経常損失が出る見込みとなっております。一応収支、1答目の町長からの答弁で単年度資金不足の発生が想定されるということで答弁してございます。この辺りなのですけれども、まず先ほど入院患者、外来患者を申し上げました。昨年度がコロナ禍でかなり経営が悪化したということで、昨年度と比較すると入院、外来は戻ってきているということで、医業収益のほうは大体年間で約1億円ぐらいは戻るだろうというような想定はしてございます。ただし、経営改善計画の話なのですが、ここで掲げた目標値、患者数、それぞれ各指標の目標値がありますけれども、ここには恐らく至っていないとか、届かないと想定してございます。この経営改善計画の目標値に届かないということは、平成29年度から5か年かなり経営不振が続いているということで、この中で大変病院の資金不足が発生しているということで、この5か年の資金不足は今年度の経営改善の中では解消できないと想定していると。そういったところから、単年度資金不足の発生が想定されるということでございます。

それとあと、最後にコロナの状況でございます。患者数につきましては、昨年度から見ると戻ってはきているということなのですが、1日平均入院患者数が13.3名と、外来が106.5名ということで、令和2年度の決算は比較にはならないと思っております。その前の平成30年度、令和元年度、このあたりの数字から見てもやっぱり減っているということではあります。ただし、私はこれはコロナの影響だなと思うところが1つ分析の中でありまして、患者数は減っているのですが、医業収支については先ほど言った平成30年、令和元年度よりも上がっているということでございます。これはどういうことかと申しますと、コロナのワクチン接種を今年度はやっています。それも当然収益の中に入っているのですが、それ以外に今回コロナ禍の中で、例えばけがをして外科にかかるだとか、ほかの疾患で入院するだとか、それに当たりましても事前にPCR検査を受けていただくだとか、また通常するときにはなかった内視鏡の検査を受けていただくだとか、かなりこの感染対策に応じる検査が増えているということでございまして、患者数は減っているのですけれども、1人当たりの収益単価は上がっているということでございます。患者数が減っているのに収益が上がっているということは、これはやはりコロナの影響は出ているのかなということで捉えているところでございます。これがコロナが落ち着いて検査が変わっていくと、また患者数も含めてどのように変わっていくかということで、この推移は見届けたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そういう点でいえばよかったとか、よく分からないですけれども、収益が上がるということは決してマイナスなことではありませんので、分かりました。

それで、単年度資金不足の発生が予想されるということなのだけれども、今答弁がありましたが、この経過は分かったのだけれども、対応策というのか、どのように、発生しますというだけのことなのか、差し障りがなかったらその対応をどう、今後どれぐらいの資金不足が出て、どんな対応をするかというようなことで考えていることがあれば答弁願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 資金不足の対応についてのご質問でございます。

まずは病院としては経営改善を引き続き推進するということかと思っております。まず、医師も今いろいろ交代はしていますけれども、11月に入った医師、あれでかなり入院患者のほうも増えてきているというところもございまして。まずは病院で経営改善を、残り少ない令和3年度ですけれども、これは続けていくということが大前提と。

それと、これは財政当局との話にはなります。過去2年間追加繰り出しを高くいただいたということがかなり病院経営にとっては大きかったのですが、こういった中で我々もこの12月まで追加繰り出しをいただかないという中で、かなり経営改善、院長を先頭にやってはきたというところがございます。ただし、単年度資金不足が発生するというところでございまして、ここは最悪資金不足になるということは、やはり今まで発生しなかった不良債務が発生してしまうということにもなります。その解消部分をどうするかということで、これはまた町側とも検討させていただくということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） その点についてはそこで結構です。

それで、先ほど行政報告でも医師の退職の話がございました。最後のお医者さんは体調不良だということのようでしたけれども、また三愛病院の連携による物忘れ外来ですか、その報告がありました。もうちょっとこの2点、医師のやめる経過だとか、今回の問題だけではなくて。

それと、三愛病院との協定、これはすごくいいなとも、なかなかどんなふうになっているのかよく分からないけれども、中身がどうなっているのだからよく分からないけれども、すごくいいなと思うのですけれども、当然認知症が増えていきますから、すごくいいなと思うのだけれども、そこら辺をもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、今ご質問にありました物忘れ外来の関係を詳細をお答えしたいと思います。

この話は、もともと2年ほど前に遡るのですが、実は三愛病院の千葉理事長のほうから町を通じまして東胆振医療圏域で精神科のサテライト外来を開きたいという声をいただいたというところがございます。その声をいただきまして、当院また内部でもいろいろ話をさせていただきました。まず、精神科という診療科目は、診療科目名の響きも含めまして開設するのにどうかということでも検討したのですけれども、なかなか精神科というのは診療域が広い科目でございまして、当院の規模と医療スタッフの中でこれを賄っていけるかというところでも大変議論になりました。当然町内は高齢者の患者が増えているという現状でございまして、やはりふだん聞く声としては老化に伴う正常な物忘れなのか、それとも認知症なのか、ここの判別というところは非常に悩みを持たれている患者やご家族が多いと伺ってございます。そういうことで、ここの初期の段階の日常生活においてご本人やご家族が認知症かもどうか、でもどこで診たら

いいのだろうかとか、そういった部分で難のある場合につきまして、こういった物忘れ外来というような名称で開始するというところで三愛病院のほうとも確認したというところでございます。

今回三愛病院のほうから千葉理事長、これは院長になりますけれども、精神科の院長ですが、こちらのほうに見えることになってございます。また、精神保健福祉士という資格を持った方が1名おりまして、この方と2名で来て診察のほうを行うことになっております。この物忘れ外来というのは、先にいろいろ聞き取りがかなり項目が多いと伺ってございます。また、診察日当日も診察に至る前に頭部のCTだとか採血だとか心電図検査だとか、かなり検査項目も多いということございまして、1時間に1人見るのがやっただというように伺っております。当分は月1回、第4木曜日の午後ということございまして、先ほど申し上げた1時間に1人、大体3名からスタートするというように伺っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、1点目の医師の関係でございます。今回体調不良ということで一人の医師が退職するというところでございます。その前に10月末にも辞めるということで、昨年も年度末で医師の退職が相次いだということで、せっかく入った医師がすぐ辞めていくという現状については大変院長以下重く受け止めております。次の医者が決まったから、それでいいではないかという数合わせは決してないと思っています。今回12月に辞めた医師についても大変短い間だったのですが、患者の支持もいただいたと、大変多くの外来患者に通っていただいているという現状を重く受け止めて、体調、行政報告でも町長からいたしました。復帰に向けた当然またお声もかけさせていただいておりますし、その辺りの医師の、患者に信頼される医師に長くいていただけるといふようなところは院内におきましても院長からも声をかけていただいたり、また理事者のほうからも出馬いただいたりということは続けていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。物忘れ外来のことなのですが、私は全然素人で分からないのですが、今聞くと結構難しい中身なのだという気がしたのだけれども、現実的に白老町で患者はいらっしゃると思うのだけれども、病院に来ていただけるかどうかというのは不安というか、そうなるものなのかどうか。もちろん宣伝して呼び込むとかということではなくて、こういうものがあるから、こういう症状の人は利用したほうがいいですよというような宣伝アピール、そういうことをしないと、これはなかなか大変ではないのかなという気が今の話を聞く範囲では感じたのですが、そこら辺が、本当にそういう対象者に来てもらって、そして町民も健やかに暮らせるというような、そういうことでの宣伝というか、そういうことは考えているのでしょうか。また、対象はたくさんあるということではないのか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 物忘れ外来の宣伝の関係でございます。

こちらにつきましても三愛病院と打合せさせていただいております。千葉院長がいわくなのですが、まずは今もう既に三愛病院の精神科に通っている方、また認知症の障がい等で通院されている方、また当然症状によっては入院されたりだとかあると思うのですが、こう

いった患者については基本的には三愛病院に今までどおりかかってくれということでございます。当院で受け入れるというのは、先ほどから申し上げているとおり、初期段階の患者、これはなかなか難しいのですけれども、通常の初診というか、通常の生活の中でそういった心配、ささいなことでも、ちょっと物忘れが激しいなどか思った段階で連絡をいただくということで、まずは当院のほうに予約をいただくということでございます。そういった初期の方、当然初期の方でうちの物忘れ外来をしていただいて、その中で当院での治療が継続で済む方についてはそのままかかっていただくということでございます。ただ、やはり認知症、軽度認知障がいだとか、こういった診断がついた方は、これは三愛病院を紹介していただくということで、最終的には医師の判断となります。また逆に、もう既に三愛病院に行かれています方でかなり軽度の方もいるそうです。お薬だけを処方されるような方も中にはいらっしやっていて、そういった方については白老の町立病院のほうで、これは交通のことも考えて通っていただくのがいいのではないかと三愛病院も申しているというところがございますので、そこはいずれにしても軽度の方は受ける、また重度の方は三愛病院へという仕切りで今のところ考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） そのところは分かりました。

医師の退職の件なのですけれども、ここ数年の間多くの新任の医師を含めて退職が続いているわけです。その原因は、もちろん今答弁があったようなこともきっとあると思います。管理者の町長として医師が入れ替わるということは、マイナス面があってもプラスの部分はないのです。極端に多過ぎると思うのです。その原因だとか、それから町の対応の悪さがあるのかどうか分かりませんが、そういうことだとか、その管理者として医師の退職についてどう考えていらっしやるのかということが1点と、同時に事務長のほうから答弁がありましたが、直接経営や人事管理に当たる院長の考え方、方針も管理者としてどのように押さえているか。これはやっぱり白老町の病院の一番の大きなマイナスの点ではないのかと考えるものですから、管理者や院長の責任というのは私はあるのではないのかと考えていますので、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、今の件について私のほうからご答弁させていただきたいと思えます。

退職については様々な理由が個人的なものを含めてあります。しかしながら、退職が続くということは、議員のほうからお話があったように決してプラスになることではないと、本当に憂える一つの大きな問題だと理事者としても捉えております。そういうことで、これまでも経営改善含め医師の退職の件も含めて私もそうですし、町長のほうも退職するご本人にも会って話をしていますし、それから院長とも話しているしております。そういう中で、なかなかこういう状態が改善されないということで、今理事者の中ではもう少し医局会議そのものの中に入って、今までは院長と直接話をしていたわけですが、やはり医局会議に入って看護師、それから医療スタッフの人たちも、管理職含めて常勤の医師含めて話をしなければ、なかなか今

の状況がつぶさに分かってもらえないのではないかとということで、早速議会が終わり次第、町長が医局会議に出るような準備もしております。これまでも、今言ったように私たち理事者もそうですけれども、事務長のほうからも経営については数字をもって、機会を設けて病院スタッフにはお話をしているということもあるのでありますけれども、様々な原因があると言われもするのでありますけれども、ただ今後新しい病院を建設して開院していくためにはそういった町民の皆さん方の信頼が損なわれないようなことで対応していかなければならないということで、まずはこちらとしてはこれまでの対応の仕方ではなくて、改めた対応の仕方直接病院スタッフとの協議を進めていきたいと思っておりますし、そのほかなかなか月に何回ということは言えないのですが、せつかく確保してきた、来ていただいている常勤の先生方にも直接理事者から、その時々ではなくて日常的な部分も含めてお話し合いの機会を、懇談の機会を設けていくような対応はこれから改めて進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。病院の状況は大体分かりました。

それで、1つは漏れ聞くところによるとお医者さんの年齢が結構高いように聞いたのですが、やっぱり新しい病院を造るという状況の中で、今の副町長の答弁で決意は分かりましたが、やっぱり新しい病院を造っていくとき、年齢が高いお医者さんが駄目だというのではなくて、新たな指導体制をしくということであるという、この後新病院改築のときになったら年齢はまだ上がりますから、そういうことを考えた医師の招聘をきちんと今から考えないと新病院が機能しなくなってしまうという可能性がありますので、その点も含めて十分今の副町長の決意を含めて医師招聘に当たっていただきたいと思うのですが、そこら辺の見解だけ。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 新しい病院に向けての医師体制については既に、今の院長がすぐに退職を迎えるということも含めまして、次の院長候補を確保というか、獲得のために大学の医局含めてお願いに上がっているところがございます。ただ、なかなか、医者のつながりとか、関わりとか、その辺のところはいろいろ、議員もお分かりのところはあるとは思いますが、出身大学の関わり、医局の関わり、そういったものが様々ありまして、そのところをどう理解を持って町に来ていただけるかということも辺りは今後実際的な場面もつくりながら、広くまた公募もかけながら新体制づくりをしっかりとしていく準備を始めているところだけはお話をしておきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。新病院建設の関係で2点だけ確認しておきたいことがあるのです。

1点目、鉄南地区の地震や津波等の避難施設の役割を果たすようなことを考えているかどうか1点。

もう一点、太陽光発電等複合的にそういうものを造って利用する、盛り込むというようなことは考えられているかどうか、この2点だけ確認しておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） ただいまの病院改築のご質問が2点ございました。

まず、鉄南地区、今回の病院改築につきましては現地建て替えということで進めていく考えにございます。そういう中で、本年6月に北海道から示された津波想定を踏まえましてピロテイナー化にした病院改築としていく考えでございます。当然周辺住民の避難施設という位置づけ、一時避難的な役割を担う病院改築という考えで今回発注要件とさせていただいております。

それと、太陽光発電の考え方につきましては、これは太陽光発電を盛り込む形で建物を要求しているということでは実はございません。今回の改築基本計画、これまでも特別委員会の中でも十分に中身をお示しをしながら計画の成案化を進めてまいりました。その中で経済性に配慮した施設ということで、要は建て替え後のライフサイクルコストをしっかりと低減させるための設備の在り方ということを盛り込んでおります。基本的にはそういう中での最低限の要件でお示しをしております。今回デザインビルドで発注をしていく中で各参加業者が様々ご提案に基づいて、それが整合性というか、経済性に配慮されているかだとか、そういったものを比較検討できる場面ということがこれから求められてくるかと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。ただ、地球温暖化がこれだけ叫ばれて大変な状況ですから、ぜひそこは組み込めるものであればこちらからの意見としても組み込んでほしいと思います。それはそのようなことで結構です。

それと、都市計画マスタープランと並行して立地適正化計画を進めるということで先日全員協議会の中でありました。現時点での病院建設に当てはまるのかどうか、当てはまるとしたら今後の流れ、金額、準備のために必要なものなどなど町としてやることがどうなっていくのか、さしたるような範囲で答弁を願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 立地適正化計画の関係でございます。

病院に補助等々、立地適正化計画を策定することによって補助事業として受けられるものがあるのかどうかというようなことであろうかと思っております。先般の全員協議会の中でも少し触れさせていただきましたが、立地適正化計画を策定して活用できるものとして都市構造再編集中支援事業というものがございます。こちらにつきましては、立地適正化計画の中に都市機能誘導区域というものを設けまして、その中に誘導する施設というような位置づけをすることによって、基本的には該当施設というものが列記されているような状況になりますけれども、そこ

にあるのが医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設ということで、それぞれ括弧書きの部分を読み上げますと、医療施設は病院、診療所等、社会福祉施設は、老人デイサービスセンター等、教育文化施設は認定こども園、小学校等、子育て支援施設は乳幼児一時預かり施設等ということになってございますので、まずは立地適正化計画を策定して、その後活用といたしますか、そういったものを目標にはしていきたいとは考えているところでございます。

今後の手続につきましてというようなこともございますが、まず今年度より都市計画マスタープランを策定させていただいておまして、それをベースに立地適正化計画の策定作業に今後入らせていただきたいと思いますのでございます。病院建設自体が令和5年度から事業着手、工事が着手するという予定になってございますので、この補助事業が活用できるというような場合には来年の12月頃までに立地適正化計画を立てて、かつ開発局等々との事前協議を進めながら手続をしていくということになってございます。しかしながら、対象施設に医療施設というのが明記されているので、我々も活用できる可能性があると思っておりますけれども、これまで今年度になりまして数回北海道開発局あるいは北海道のほうに訪れまして、実際に適用になるかどうかというようなことについていろいろと諸条件がございまして、そういった部分の確認をまだ現時点でしているというような部分も残っておりますので、確実にこれが該当になるというようなことは現時点では申し上げられませんが、この事業のメニューとしてはこういうものが載っておりますので、我々もこのスケジュールに間に合って、何とか病院のほうに充てられるような努力はしていきたいと考えてございます。

この事業につきましては、立地適正化計画が令和2年度から防災指針というのを含んで建てるというようなことになってございまして、これを受けて令和3年度から誘導施設の上限額、21億円が対象事業の上限だったのですけれども、今年度から医療、福祉施設等の整備に当たってピロティ化止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策が必要な場合、防災指針に位置づけられた事業に限り誘導施設の補助対象事業費の上限額を引き上げるというような改正が行われておまして、21億円から補助対象事業費が30億円ということになってございます。その補助率につきましては2分の1ということになっておりますので、30億円の事業を行った場合には最大で15億円の補助額をいただけるということになってございます。我々としては活用できるように努力していきたいと現時点では思っているところです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今話を聞いて私は本当に思うのですけれども、今回の立地適正化計画はまちの総力をつぎ込んで、実現できるかどうかはいろいろあるかもしれませんが、最大限取り組むべき中身だろうと。財政的な考えからいったら、これは白老町ができてから最も大きな補助事業にもなる可能性があります。こういうものをどう自治体として利用するかと。

もう一つ私が考えるのはアイヌ政策推進交付金です。これが8割ですよ。特別交付税を入れれば9割です。こういうものを白老町としてどれだけ利用できるかという、その財政部分での政策視点、何をやるかという政策ではなくて。ここのところは私は徹底的にこの2つはや

るべきだと思っているのです。実際に令和3年はアイヌの政策交付金は10分の8で1億7,000万円ぐらいですけれども、もちろんこれから生活館のことに入ってきますから、金は増えると思うのです。だけれども、倍増させるような取組、うちのあれだけがよくなるとかではなくて、財政的な見地からいったら極めてこの2つは大きなこれからの白老町にとっての財政的なベースになる部分だと思うのです。ですから、この2つはぜひひとつ決意を持って取り組んでほしいと思うのですけれども、そこら辺の決意だけ。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ご指摘いただいたように、非常に今後の本町の財政的な基盤づくりの要素を大きく含んでいる補助制度ということの認識は強く思っております。病院建設が一つ始まろうとしている中なのですけれども、次にはこの庁舎の問題もあります。立地適正化計画の部分については、なかなか庁舎がそのままストレートには補助対象にはならないというところもあるのですけれども、ここでしっかりと取り組んでいくことが次の庁舎建設についても財源的なその基礎をつくっていくことになると十分押さえております。

それから、本当に様々な交付金だとか、それから補助金だとかというあたりがあります。職員も一つ事業をやるごとに、特に予算づくりをするときには様々なメニューを探していることは事実です。ちょっと長くなりますけれども、病院のときも今回の津波の関係で何とか対策を取らなくてはならないと。初めは21億円か24億円ぐらいで収まるのではないかとということころを32億円の今は予算をもらっていますけれども、そのときも本当に必死になってその分の補助金探しをやりました。振興局にも驚かれたのですけれども、よくこういう防災関係の一つ、都市防災の補助金を見つけてきたのです。1億2,000万円ぐらいの補助金を見つけてきたのですけれども、そのときも振興局の部長から、よくもこういうところを見つけてきたものだという話で、振興局も参考にさせてもらいたいというぐらいの話がありましたけれども、先ほどの特別交付金も含めながらどう裏財源といいますか、そのところをうまく利用していくようなつくり方をしていくか、それが今後の本町の持続化を含めていくためにも大きな視点だと考えておりますので、なかなか今の段階ではまだ確かめの部分が正確になっていないところも一部あるのですけれども、何とか頑張って立地適正化計画については進めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今まで細かなことをずっと聞いてきましたけれども、そのところは理解しました。

それで、やっぱり長期の財政計画、そういう視点から長期のまちづくり政策、これを見るとどうかということなのです。今実際に行財政改革推進計画が28年までの8年間、総合計画は27年までの8年間です。都市計画マスタープランは40年までの約20年間、立地適正化計画は41年までのおおむね20年間となっているのです。もちろんこれ以外の国の計画だとか、白老町でも総合管理計画だとかいろんなことがあります。しかし、8年、10年、20年後を目標とした具体的な政策構造、具体的な財政計画、これを私は今つくるべきだと思うのです。どういう視点かという、行財政新計画を見ると、まず基金なのですけれども、それぞれの自治体で考え方が違

うのは当たり前です。ですから、町は町の考え方があって結構だと思います。ただ、一つの大きな事業を行うときに、町長もよくおっしゃるように、将来の町民の皆様に借金の支払い方法の負担を残さないということをよく町長はおっしゃいます。だけれども、財政政策という、私は実際に財政調整基金ではなく、事業に見合った減債基金、減債基金を積むだけの具体的な政策があるかということなのです、はっきり言えば。だから、余ったから、みんな財政調整基金に積んで、結果的には13億円と。何でお金だけためて、たくさんあれば安心できると。そういうことでは内容、財政調整基金に積むのが目的になってしまったら、町民は何を目指して仕事、自分のまちの将来を考えるのかということになるでしょう。ちょっと長くなる。起債も同じなのです。8年間で80億円の起債計画でしょう、実質公債費比率はほとんど変わらないのだから。12.1から12.7ぐらいでほとんど変わらないのです。確かに今回は病院建設という大きな起債が使われることがあります。これは町民に直結するインフラ整備、公共施設等総合管理計画の実行、教育や福祉の施策、これに対して8年後どうなるかというところはなかなか見えてこないのだ。ただ、1つ見えているのは庁舎はきちんと計画をつくるという段階まで来た。ところが、複合化すると言っているでしょう。その複合化の中身は何もないと。これでは私は駄目だと思うのです。そういう政策をきちんと打ち出して、それに対して減債基金をきちんと積んで、その減債基金が町長が一番心配する将来の人たちに負担を残さないという中身になるのです。本当にこれは事実見たら分かりますから。

東川町が何でもかんでもいいというわけではないのだ。ここは、テレビを見た人がいると思うのだけれども、270メートルの学校の廊下、私たちも見てきました。270メートル見通せる廊下です。無駄なんていうものではないです。オープンスペースの学校で、本当に教室と同じぐらいの幅の廊下なのだから。それは無駄だといえば無駄です、みんな。何でそんなものが要るのだと。だけれども、あそこは現実的に子供たちが学力が上がったり増えたりしているのです、事実。もちろん10年もかかっています。ここの考え方は何かといたら、事業をやるときにそういうものを決めたら減債基金を積むのです、どんどん、どんどん。町民に負担をかけないという意味なのです。だから、これは令和元年ですけれども、東川町は24億円の基金の中で12億円ですよ、積んでいる。減債基金に積んでいるわけ。財政調整基金は何ぼかといったら4億円です。やっぱりそういう政策と財政政策が合致するような、そういうことを私はやらなくてはいけないと思うのですけれども、そこら辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 大淵議員のほうから将来を見据えた政策の裏づけとなる基金といいますか、そういった財源措置というようなご提言だったかと思います。

それで、本町におきましても将来を見据えた基金管理というのは十分必要なことですし、今後というか、現状も実際に進んでいるところではあります。例えば本町の課題としては公共施設の老朽化対策というようなことを進めていかなければならないというようなことから、今年度の9月の補正でも公共施設の基金に1億5,000万円積立てをさせていただきました。額的には少ないのですけれども、年度当初で基金積立て、これは将来を見据えて庁舎の建設の基金にも積んでいるような状況でございます。それで、具体的に減債基金というお話がございました。

それで、東川町の例があったのですけれども、今後きちんとそういった政策を結びつけるためには、やはり裏づけとなる財源が必要だというようなことで、建物を建てる、借金を返していかなければならない、そのために基金があるというような、こういうようなローテーションとか循環になってくるかと思しますので、その辺は今後重々考えていかなければならないかと思っております。

それで、1点財政調整基金のお話がありました。それで、行政改革の計画の中では10億円を一定限度としてこれから運用していきますというような計画になっているところでございます。それで、財政調整基金の動きというのを改めて私は見てみたのですけれども、これまでは財政調整基金が枯渇しているというようなことで、財政健全化プランのときにはある程度予算に余剰があった場合については財政調整基金に積みますということで財政調整基金に積んでまいりました。それで、これがある程度10億円が見えてきた段階の令和1年度、2年度、これについては意図的に財政調整基金に積んでいるものというのは正直ないのです。これは、法律上の決算の積立てで財政調整基金に積んでいるものというものはあるのですけれども、予算が余剰したから、例えば一つの事業の償還金に充てるために財政調整基金に積んだというものはあるのですけれども、意図的に積んでいるものはない。その代わりに今後課題になるであろう公共施設の基金に積んでいるという、いわゆる特定目的基金のほうに積んでいるというような財政運営はしてきていると捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1問目の最後にしたいと思うのですけれども、8年後、20年後のまち、これは計画で延べ8年、20年というのだけれども、まちをどうつくっていくか。政策的な見地からも目的を持った財政運営が私はどうしても必要だと考えます。基金や起債の考え方も、実際の財政運営をもっと具体的に政策とともに示すべきだと。これをしないと、ただお金をためると。今課長が言われたけれども、新財政計画の中では2億6,000万円積んで1億6,000万円下ろすことになっているのだ。そのうち1億5,000万円は公共管理計画のところを使うとなっているのだ。だから、それでも収支ゼロになっているのです。収支ゼロ。ここは議論しないけれども、実質収支は3から5と言っている。ということは、2億円から3億円ぐらい出る可能性はあるのです。こういうものを、もちろん今言ったように一回は財政調整基金に積むけれども、やっぱり減債基金積んで、それが政策に生かせる、そういうような財政運営、これからのハード、ソフトの大きな事業政策、これを将来負担を残さないでやれると、そういう財政計画をきちんと具体的な政策を基につくるべきだと。だから、そのためには必要であれば私は計画を1年で見直したって2年で見直したって、半分なくなってもいいのです。それぐらい柔軟な、今回の適正何とか計画と同じですよ、先ほど言った15億円の。ですから、そういうものが出るわけですから。そういう柔軟な考えで財政、政策運営をしていただきたいと思っております。これが私の1答目の最後の質問です。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議員のほうからる町の今後のまちづくり、そしてそのための政策

についてのご指摘含めてお話がありました。今ご意見をいただいたことについては、私たちもしっかりと受け止めて、その政策づくりと財源の裏づけがしっかりとしていけないと、今後の人口減だとか、そういう状況に対応していけない。本当に持続可能なまちづくりが本格的に進んでいけると、そういう状況はつくりたい、そういうつもりで柔軟に対応していきたいと思えます。行財政改革推進計画にプラマイゼロだとか、3から5という辺りのところも今までの健全化プランのときは何が何でもこの数字、この数字ありきでやってきたと。そのところから一歩今度は進んでいくときに、もう少し柔軟性を持った、目標としてはしっかりと持ち、そして財政規律はしっかりと守りながらも柔軟性のある財政運営、まちづくりをというところでの数字の目標の出し方でございますので、今のご指摘を含めた減災基金の関係は、何とか財政調整基金の積み上げが13億円、うちの標準財政規模の約2倍ぐらいのところには一定のめどとして到達しているわけですから、そのところの押さえ方も含めて今後、今ご意見を賜ったことについては十分受け止めながら財政計画、運営、その辺のところを考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。次に移ります。

介護保険事業について。

（1）、現時点での介護保険の現状について。

- ①、制度全般と補足給付の状況を伺います。
- ②、国に対する働きかけと地方自治体と国の動向、町の考えについて伺います。

（2）、在宅介護の現状について。

- ①、家事援助及び身体介護における町全体でのニーズと動向について伺います。
- ②、介護事業者不足に対する町としての具体的な対策を伺います。

（3）、認知症者の現状と町としての対応策について。

- ①、町の現状と国の方向について伺います。
- ②、各地方自治体において認知症に関わる条例制定等が検討されているが、町の考えを伺います。

（4）、保健・福祉・医療・介護の連携による総合政策が必要と考えるが、町の方向性を伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「介護保険制度」についてのご質問であります。

1項目めの「現時点での介護保険の現状」についてであります。

1点目の「制度全般と補足給付の状況」についてであります。介護保険制度全般では高齢化の進展により、介護給付費が年々増大しており、介護保険料など被保険者の負担が増している状況にあります。補足給付については令和3年8月から施設利用者の食費、居住費の負担軽減の判定基準と軽減内容の改正が行われ、施設入所者の約350人のうち132人が月額約2万円の

食費の負担増となっております。

2点目の「国に対する働きかけと地方自治体と国の動向、町の考え」についてであります。国においては介護給付費などの社会保障費を抑制するため、給付と負担のあり方について見直しを行い、制度改正を実施しております。

改正により高齢者の負担増となり、厳しい状況におかれている方がいるものと捉えております。

町としては胆振町村会などを通じ、介護保険制度における被保険者の負担軽減について国に働きかけてまいります。

2項目めの「在宅介護の現状」についてであります。

1点目の「家事援助及び身体介護におけるニーズと動向」についてであります。本町の訪問介護に対するニーズは増加しており、身体介護よりも家事援助の方が多くある状況にあります。

在宅介護では要支援など軽度の方が多く、家事援助が多くなっているものと捉えております。今後も訪問介護のニーズが高まることが想定されますが、担い手の確保が深刻な課題となっております。

2点目の「介護従事者不足に対する町の対応策」についてであります。本町における介護人材の不足は事業所への聞き取りなどで認識しております。

介護人材の不足は全事業所に共通したものとなっておりますが、特に訪問介護を担う訪問介護員についての不足が深刻であると捉えております。

町としては介護従事者を確保するための施策を拡充し、人員不足の解消に努力してまいります。

3項目めの「認知症者の現状と町としての対応策」についてであります。

1点目の「町の現状と国の方向性」についてであります。本町において、認知症の方の人数は正確には把握しておりませんが、令和2年度の要介護認定で主治医に認知症と診断された方は324人となっております。

要介護認定を受けられていない方もおられることから、認知症の方の実数はさらに多く、今後も増加していくものと考えております。

国においては令和元年6月に認知症施策推進大綱を閣議決定しております。

その基本的な考え方は認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を車の両輪として施策を推進するものであります。

町としては認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの配置や認知症カフェ、認知症サポーター養成講座など認知症総合支援を推進いたします。

また、認知症サポーター活動促進と地域づくり推進の役割を担うチームオレンジコーディネーターの配置も検討してまいります。

2点目の「認知症に関わる条例制定等の町の考え」についてであります。各自治体において認知症に関わる条例が制定されている動きについては認識しております。

認知症の人と家族の人にやさしいまちづくりに関しては、本町の基本理念である多文化共生

とも通じるものがあり、認知症施策の方向性を検討する中で、条例の制定についても考えてまいります。

4項目めの「保健・福祉・医療・介護の連携による総合施策に対する町の方向性」についてであります。

町民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題です。

そのためには保健・福祉・医療・介護が連携して施策を推進していくことは必要であると捉えております。

今後、さらなる連携の強化に向けて組織のあり方について検討してまいります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今答弁がありましたが、白老町内の施設入所者で補足給付の変化の状況をどの程度つかまえていらっしゃるか。また、最も大きく差が出た入所者、その金額と人数等はどうなっているか、まず伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問にお答えいたします。

補足給付につきましては、今年の8月改正がございまして、実際には施設利用者、こちらは入所者の方、それからショートステイの方も利用されている方もいらっしゃいますので、施設利用者の方におきましては実際に補足給付の対象となっている方については326人になります。それで、最も今回の8月の改正において影響を受けている方、年度の切替えが8月からになりますので、令和2年、令和3年という言い方をさせていただきますが、令和2年、第2段階の方が令和3年度に3の2段階に変わった方がいらっしゃいます。お二人の方がその対象となつてございますが、その金額は食費でいいますと月2万9,100円、居住費で1万4,700円、月の合計が4万3,800円、年額では52万5,600円の増額となる方がおられるということです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。前回聞いたときよりもちょっと減ったみたいだけれども、それにしてもすごい金額ですね。

それで、2番目の質問なのだけれども、胆振管内の町村会の中で話をしたということなのだけれども、本当にこれほどまで、例えば介護保険料と今の補足給付の問題、これは地方自治体では解決できないのです。無理なのです。はっきりしているのです。ということは、あとは国に要請するしかないのです。今話があったように、年間52万円も上がっているという人が白老町の中にいらっしゃるのです。ここを代わりに町が払うわけには今の段階ではいかないわけですから、国にどれだけこのことを運動するかと。だから、町長、胆振町村会でやられたということは分かりました。努力されたということも分かりました。やっぱり北海道の町村会や国の町村会、ここでリーダーシップを取ってこの問題は私はやるべきではないのかと本当に思う

のです。こういうことをやらないと、先ほど言ったお医者さんを集めるということを含めて首長の仕事って私はそういうことだと思うのです。ですから、ここは介護保険料ももう限界に来ていますから、この2つで本当に町長、本気になってやってみる気はありませんか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 介護保険料も含めてというお話でございます。

大淵議員のおっしゃるとおりだと思っております。補足給付も介護保険制度が改正して、今こういう具体的な数字に表れてきました。胆振町村会で話をしているのは前回のとおりののですが、ほかにも介護制度でまだまだ見直しや国からの支援が必要だという声は北海道と日本の町村会、全国の町村会でも話が出ていまして、先月行われた町村会の全国大会等々でも国のほうに要望はしております。この動きはまだそんなに大きなうねりになっていないと私も感じておりますので、ここは白老町の問題ではなくて、国が施策としてきちんと対応してもらいたいということでありますので、私の立場からすると胆振町村会が中心となって北海道、そして国のほうにこれからもまた訴え続けていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。ぜひ努力をしていただきたいと思っております。これは本当に地方自治体の果たす役割の最大の問題だと思っておりますので、そこはよろしくをお願いします。

次に、ヘルパーの問題なのですけれども、家事援助のヘルパー不足が問題だということは各事業所、一番近くの社会福祉協議会からも出ているのですよね、もちろんご存じだと思うのだけれども。現実的に理念と現実、理念と現実的にある仕事、特に家事援助の場合のドッキングがうまく結合しないというような部分を感じられます。ですから、例えば白老町でやっているヘルパー講座の中でこういう家事援助の重要性というのをきちんと講座の中に取り入れるなんていうことは、まさかみそ汁の作り方をやれとは言えないかもしれないけれども、そういうことは考えられないのかどうかということが1つです。

それから、これは全国的な状況なのです。ですから、対応策は国や北海道ではほとんどないと言っていいぐらいなのです。要するに町村任せということですよ、介護人材確保するために。ですから、ここら辺は北海道や国の方向を含めて考えてみる必要があるのではないかと思うのだけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問にお答えいたします。

介護従事者といいますか、特に訪問介護員、ヘルパーの方の講習等で当然身体介護、それから家事援助というところのそれぞれの利用者に合わせたサービスを提供するという部分では講習といいますか、研修の中でやられているということで、多分受講生の方もそういう認識でおられると思います。ただ、大淵議員がおっしゃられたように、もともとの介護に対する理念をお持ちの方で実際に利用者の方のところに行くと、やはり身体介護は実際介護をしている実感というか、をできるけれども、なかなか家事援助というのが、御飯を作ったり掃除をしたりだ

とか、そういったところで利用者の方のためにはなっているという部分はございますけれども、なかなかその部分、その実態、思われている理念と整合性が取れていないという方で特に若い方、高齢者の方の御飯を作るというのは味つけ等から考えてもなかなか難しいというのがあって、あとお一人、利用者に対して一人で対応しなければいけないとかというところも実際にあると聞いていますので、そういったところで人材不足になっているということは聞いておりますけれども、そういった部分は社会福祉協議会等の研修、それから福祉協議会で研修等もやっていますので、今は恐らくそういった人材不足の部分がございますので、社会福祉協議会としてもそういった部分は実際に受講生の方に伝えてはいると思いますが、またその辺は社会福祉協議会のほうともお話をさせていただいて、そういった研修等で実態についてはより即したものになるように確認をさせていただきたいと思います。

それから、町の人材不足に対する施策の関係でございます。こちらについては、介護従事者の不足につきましては高齢化に伴って、そもそも必要な介護従事者が増加していると、必要数がどんどん増加している、それに対して少子化で労働人口が減少しているという全国的な話がまずございますので、そういった部分もあって慢性的になっていると。ここ最近の話ではなくて、介護の制度が始まってからも慢性的な人材不足というのは実際にあるかと思います。それで、町としてはそういった部分を解決するためには何か一つの施策で劇的に解消するということはなかなか難しいと考えておりますので、いろんな施策を継続的に地道に行っていくということしか方法としてはないのかというところが今担当課として考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。国や北海道が根本的な対応策が不十分な中で、町だけがそれを行うことには無理があるというのは百も承知なのですよ、私も。しかし、これだけ高齢化率が上がった状況の中で本当に、課長も答弁があったけれども、例えば優遇策や待遇改善、これだけで人が集まるのかと。同時に、外国人労働者の獲得まで何ぼ白老町であっても私は考えざるを得ないのではないかと思うのです。ですから、そういう点でいうと、町が本気になってやらないと白老町の高齢者が生活ができなくなってしまう、こういう状況にもなりかねないと思うのです。ですから、単純な優遇策だけではもう手が打てないし、国の改定待ちでは、本当は介護報酬の改定があり、今回もちょっと上がるのかな、状況になっているのだけれども、根本的な人材、これは施設の人材だって足りないわけだから、ですからそこはスピード感を持って町は対応策を考えるべきだと思うのだけれども、その点はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ご意見があったところは再三ご指摘いただいているところでもありますし、町としても課長の答弁があったように、介護人材の不足は本当に長年というか、慢性的な問題として十分捉えております。それで、今事業所等実際的なその支援の在り方については話をしているところです。話の中で事業者の皆さんも、このままではお互いに困ると。今までは人材の取り合いというか、そういうことも実際にはあったけれども、今は一つにまとも

ってやらなくてはならないと思う、そういうことも話されておりました。例えば外国人の採用についても一つの事業所でやるのではなくて、皆さんが、そして町がそこに関わってやっていかなければなかなか進められないと、そんな話も聞いております。町としても、まずは実際的にできる、単純なる支援策だけでは全てが解決はできないということは重々分かりますけれども、まずこれまでやっていた支援策よりも少し強化した形で進めていきたいと考えております。また、制度的なというか、今言ったように外国人労働者のつくり方についても事業者の皆さんと共にどう構築していくべきなのか、その辺のところもほかのまちの状況も確かめながら制度設計に向けていかなければならないだろうと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。大項目の3番目に入って、これで終わりますが、現在全国、全道どこでも認知症患者が急増している状況です。各自治体は、その対応策に多くのエネルギーを使っているわけです。まちとしても基本的な考え方を立案し、それに対する裏づけをつくっていく必要があると考えています、私は。そこで、1つ、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入、この支援ができないか。これはもちろん新聞報道もされていますから、皆さんご承知だと思うのだけれども、令和2年7月、北広島市もやっております。61自治体がこれをやっています。それから、2つ目に認知症施策に関する条例です。これは令和3年10月、15自治体、特に神戸モデルと言われる神戸のやり方というのは極めて先駆的と言われています。3つ目にケアラー支援条例です。無償の介護者に対する支援条例、ある意味理念条例的なものがあるのだけれども、北海道は令和4年4月施行、栗山町は全国市町村の中で初めてケアラー支援条例をつくって、同じく来年の4月1日施行と。町としても期限を定めて制定する必要があると思うのだけれども、この点まず考え方だけお尋ねしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） まず、認知症の方の個人賠償責任保険の加入の支援制度創設についての考え方でございます。

こちらにつきましては、令和3年、今年の12月8日に白老町認知症の人と家族などの会のほうから要望書をいただいております、その中でも今の支援制度創設についての要望がございます。それで、こちらについては当然原課としても、町といたしましても認知症の方や家族の方に対する施策というのはこれからのまちづくりにおいて重要なものであると捉えておりますし、これまでも認知症の総合施策というのは推進してまいりましたけれども、この支援制度創設については今60余りの自治体が既に、特に北海道内では先ほど大淵議員がおっしゃったように北広島市でやっております、実際に北広島市にも連絡をして内容等については既に確認しております。それで、当然事例等も調査しながら、全額補助しているところもあれば一部補助しているところとか、いろいろ自治体によってやり方というのが違ってございますので、そういう事例等を確認しながら支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

それから、認知症条例の制定に対する考え方でございますが、こちらは当然認知症の方が増加していくことを考えますと、先ほど大淵議員からありました神戸のまちづくりについての認

知症の部分の施策というのは非常にモデル的にやられているというところがありまして、認知症の早期発見、それから認知症の方の賠償とか、いろいろ係る経費をみんなで公平に負担しようということで、超過課税的な、時限的に3か年度ですけれども、それを個人住民税からいただくような、上乘せしていただくようなことでも取り組んでいるとなっています。そこまでの部分というのは、なかなかすぐというのは難しいかと思います。ただ、そういった神戸市を見ても具体的施策があつて条例の制定というところを一体的にやっている部分がございますので、町としてもその辺の認知症施策の方向性を考える中で条例の制定についても考えてまいりたいと思います。

それから、ケアラー条例についてでございます。こちらは北海道が来年の4月から北海道のケアラー条例をつくるということで、パブリックコメントとか意見の募集とか、我々のほうにも今意見募集が来ております。それで、その中で当然条例の施行後、その条例の中に市町村の支援に対して助言その他必要な支援を行うということが明記されております。ですから、施行後何らかの形で北海道がケアラー支援の施策を打ち出してくるものと本町としては考えております。ですから、そういった部分の支援策を受けて町として具体的な施策を考える。それから、浦河町が今回ケアラー条例を上程されたということで聞いていますが、そちらについてはケアラーの方の実態を調査した中で条例の制定につなげているということもありますので、うちとしてはなかなかケアラーの方の実態ということが調査されていない部分もございますので、そういった部分を併せながら条例の制定についてどのように考えていくかというところを積んでいきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。答弁があつたように、北海道のケアラー支援条例の素案で今言われたことは書かれているのです。ただ、私はこれは理念的な条例だと理解しているのです。それで、もちろんこの中に必要な支援を行いますというのはあるのだけれども、要望の中に、だけれども、私はこれを早くやっぱりつくるべきではないのかとすごく思っているのです。それは何かといったら基本が理念条例的なところがあるとしたら、この理念条例を制定することが介護者への私は最大の支援になるだろうと。それはどういうことかという、これだけ介護が必要な高齢者がいる中で町もきちんと考えているのだよと、具体的な支援策があまりたくさん、例えば北海道だって出てこないのですよ、現実的に。ですから、ここの理念条例的なところは私はちょっと違った感覚で受け止めているのだけれども、そこら辺をもう一度。

それから、もう一つ、この間ヤングケアラー、特に知事はヤングケアラーについて物すごく関心を持って、ここはここだけピックアップして言っている。どうも見ると中学2年と高校2年の調査を行ったということなのだけれども、白老町ではそういう調査が来ていてどんな状況になっているか、これを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） ケアラー条例についての考え方です。

議員がおっしゃったように、理念的な、いわゆる町の姿勢といいますか、介護をされる方に

対しての町の考え方を条例として示すというところの部分では、このケアラー条例を独自にといいますか、制定するという意義は大きいと認識はしております。ですから、先ほどは北海道の動きを見ながら、北海道の支援策を見て調査もし、それで条例の制定にというところはありませんけれども、そこは理念を先に打ち出すというのも一つの考え方ではあると思いますので、そこは実際にそういった理念条例として先手、先手というか、ほかのまちに先んじてそういった部分の条例を制定するかどうかも含めまして、先ほど認知症の条例もございましたけれども、担当課としてはその部分も含めましてどういう形で進めるべきかというところは今後しっかり検討させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ヤングケアラーの部分についてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

ヤングケアラーは、介護をする方の18歳未満についてということで、おっしゃるとおり7月の末から8月にかけて中学校2年生に調査がございました。ただ、この調査は北海道が直接保護者等に対して、中学生に対して調査を任意でお願いしている状況がありまして、白老町教育委員会を直接通してというものではなく、白老町教育委員会はあくまでも周知するところは、こういうような調査が来ているので、協力をお願いしますという文書を各家庭に配ることはしたのですが、その後の集計ですとか、そのような情報についてはこちらで把握することができない調査になっております。御存じのとおり、結果の中では中学校2年生は3.9%ヤングケアラーとされている、それから全日の高校2年生で3.0%、定時制で4.5%ということで、本町においてもヤングケアラーの、これほど詳細なものではありませんが、2年ほど前に実態としてどのようなことがあるかということで、教職員110名に対してそのように該当するような生徒を見ているかというようなことの確認はいたしました。その中において、それと該当する子はいるという回答はありましたが、ヤングケアラーの難しいところは、調査の結果にも載っていますが、兄弟を主に見ている部分がヤングケアラーの対象として多い状況です。ここは非常にデリケートな部分がありまして、兄弟関係であると上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが下の子の面倒を見るというところはごく自然にあり得る部分がありまして、そこから今度探っていくとしたら、それが不登校につながっていないかですとか部活動の制限がないかとか自由な時間がないかなど、そういうような複雑的に絡むものがあるので、一概に客観的に外から見てこの子はヤングケアラーであるという定義をつくるというのは非常に厳しい状況があります。今白老町教育委員会として考えられるのは、まず先生たちもヤングケアラーという言葉自体を、その当時知っている先生も4割程度でした。今回の調査でも学校で把握しているのはヤングケアラーというものがどういうものか知っているのが半分ということでしたので、まずその普及啓発、学校の中、地域の中でヤングケアラーってどんなものなのかという普及啓発を行った上で、それでも察知した場合には関係する機関と連絡を取りながら、またスクールソーシャルワーカーも積極的に関わってもらいながら対応していくというところは今考えているところです。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。最後にします。

認知症の人に優しいまちづくり条例、先ほど神戸市の話が課長からされましたが、認知症に関する施策を推進することを目的とした条例は平成29年より15自治体以上で制定されているのです。特に神戸の条例というのは全国の初めての認知症神戸モデルと言われています。これは先ほど課長が言いましたから、中身は省きます。白老町で同じ条例をすぐつくれとは言いません、私は。せめて認知症の個人賠償責任保険支援制度は早急に制度創設、支援すべきだと考えます。

それから、今あったように理念条例でもあるケアラー支援条例の制定、これを期限を切って行うべきだと考えます。なぜか。白老町の、先ほどお話がありました。私は報道でも見ました。認知症の人と家族などの会の要望もあった。これは事実、今日の報道でされています。他のまちの動向、他のまちがやったからではなくて、白老町として独自の考えで期限を切って賠償保険支援と条例制定を強く私は訴えるものであります。そういう点で理事者の考え方を聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ありましたように、今日も新聞報道もありましたけれども、町長が先日白老町認知症の人と家族などの会の要望書の受け取りの中で、認知症の人や家族の皆さんをしっかりと支えていけるような、そんなことを町としても考えたいということでお話をされております。そういうことも踏まえまして、具体的な政策として、ではどう支えができるのか、そういうところをしっかりと考えてまいりたいと思います。ですから、要望書の中で見ていた賠償責任の保険の部分も今しっかりと見ております。それから、北広島市で行っているその制度の在り方についても課長のほうで、原課のほうで確かめもしております。ですから、そういうことも踏まえまして支援策について考えていくということでの認識は強く持っております。

それから、ケアラー条例の理念条例という位置づけについては、これまで町の捉え方としては様々なというか、福祉計画の中でも町の態度というか、見方というか、押さえ方についてはその中で十分上げているつもりでございます。そここのところをもっと取り込んだというか、中での条例づくりだと思っております。課長がさきに答弁したように、理念条例のみで皆さんがそれで、今ご指摘があったように、それも一つの支援策ではないのかということも、私もそれは分かりますけれども、もっと具体の支援策もそこに付随できるようなものも町としては政策的に考えていかなければならないと思っております。今日のご指摘を踏まえまして、この2点について今後の本町の福祉政策のありようについてしっかりと考えてまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって日本共産党、8番、大淵紀夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時34分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

◇ 長谷川 かおり 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、12番、公明党、長谷川かおり議員、登壇願います。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、公明党、長谷川かおりです。通告に従いまして一般質問を行います。

1 項目め、高齢者の持続可能な移動手段について。

（1）、本町における高齢者ドライバーの現状について。

①、過去3年間における高齢者の免許保有数及び免許返納者数の状況並びに物損事故件数、人身事故件数について伺います。

②、高齢者運転免許返納者への具体的な支援について伺います。

（2）、地域公共交通の導入効果と課題について。

①、ダイヤ改正後の1日平均の利用人数及び利用目的等の状況について伺います。

②、高齢者の利用促進に向けた具体的取り組みについて伺います。

③、地域資源を活用した高齢者の健康寿命延伸につながる運行メニューの考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「高齢者の持続可能な移動手段」についてのご質問であります。

1 項目めの「高齢者ドライバーの現状」についてであります。

1 点目の「過去3年間における高齢者の免許保持数及び免許返納者数の状況並びに物損事故件数、人身事故件数」についてであります。65歳以上の免許保持数は、4,056人、高齢者人口の54パーセントであり、免許返納者数は、高齢者以外を含めて令和元年が58人、2年が45人、3年が11月末現在で12人となっております。

また、高齢者ドライバーによる事故のうち、物損事故は元年が166件、2年が116件、3年が10月末現在で80件、人身事故にあつては、元年が9件、2年が8件、3年が10月末現在で9件で、高齢者ドライバーによる事故の割合は、3か年平均で28.6パーセントとなっております。

2 点目の高齢者運転免許返納者への具体的な支援についてであります。高齢者の方で運転に自信がなくなった方や、運転する機会が少なくなった方が、運転免許証を自主的に返納しやすい環境をつくるため、公共交通の利用を促進する取り組みを進めていく考えであります。

2 項目めの「地域公共交通の導入効果と課題」についてであります。

1 点目の「ダイヤ改正後の1日平均の利用人数と利用目的等の状況」についてであります。ダイヤ改正後11月末までの平均利用人数は、地域循環バス「元気号」は53人、デマンドバス「カムイ号」は41人、交流促進バス「ぐるぼん」は18人となっております。

また、利用目的等の状況について、乗降場所の把握が可能なカムイ号では、くまがい前が590人、コープしらおいが517人、次いで白老町立病院前が405人と主に買い物や通院で利用されている状況にあります。

2 点目の「高齢者の利用促進に向けた具体的取り組み」についてであります。今回のダイ

や改正に合わせて新たに『白老町地域公共交通ガイドブック』を作成し、全戸配布することにより、利用促進に努めたところです。

また、長く自家用車の普及、一般化が進んだことにより、高齢者を中心に公共交通の利用に対する理解が必要な状況と認識しており、今後においては、利用体験会などの啓発機会を設け、利用促進に努めてまいります。

3点目の「地域資源を活用した高齢者の健康寿命延伸につながる運行メニューの考え」についてであります。地域公共交通は定時定路線が原則であり、このたびのダイヤ改正による運行の定着を目指していく考えであります。

今後においても、定期乗車券の運用をはじめ、引き続き利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。再質問させていただきます。

2019年に起きた東京都池袋、貴いお母さんとお子さんの命が失われた高齢者の暴走事故をきっかけに、全国的に免許返納数が増えているということは確認しておりましたが、白老町においても令和元年、58人免許返納数があるということは、とても意識が高くなり、返納した結果かなと私は受けております。物損事故も意外と数が多いというところでちょっと驚いているのですけれども、高齢ドライバーの現状は理解いたしました。11月にも大阪府で89歳の高齢者が運転する車のアクセルとブレーキを踏み間違えて、スーパーに突っ込んで死傷者が出た痛ましい事故が報じられています。暴走事故をきっかけに、高齢ドライバーによる交通事故防止策の強化が進められておりますが、まちとして数多く高齢者の事故があった中でどのような取組を今まで行っていたのかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 高齢者ドライバーに対する事故防止のこれまでの取組ということですが、これは高齢者ドライバーに限ったことではないのですけれども、私ども交通安全推進委員会というのを設けて日頃から踏切事故の防止の啓発活動ですとかシートベルトの着用の統計、その調査ですとか、そういったものをしていて、あと旗の波運動ですとか、これは継続的に年何回と決めて実施しております、そういった取組の中で高齢者ドライバーも含めた交通安全の防止の取組をしているというような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。その点は理解いたしました。

昨年6月に成立した改正道路交通法に基づきまして、2022年5月より過去3年間で違反歴がある75歳以上の高齢者は運転技能検査が義務化され、一定の期日までに合格することができなかつたら運転免許資格を失うことになると警察は発表しております。高齢になっても安全運転で車に乗り続けたいと思う人も多い中で移動手段である車を公共交通機関に切り替えるきっかけとなるように、事故が起きてからでは遅いので、交通事故防止の観点からも免許返納者への

支援策は必要と考えますけれども、再度私のほうからは免許返納の促進のために運転経歴証明書を提示することで地域公共交通の定期券を半額で購入することができるなど、車の足代わりとして継続して利用していただくためのそういう支援策というのはまちのほうでは考えていかないかどうか、そこを聞かせてください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 高齢者の運転操作、アクセルの踏み間違いだとか、そういった事故が報道等でも多く見受けられると。白老町内でも踏切、これは町内の方ではなかったのですがけれども、踏切内を走ってしまったというような案件もありました。あと、実際にはハンドル操作のミスが統計上は非常に多いということでございますけれども、そういったものを受けて免許返納の対策というのは非常に重要なことと捉えております。

それで、これは新年度予算で考えているというところでございますので、まだ不十分な部分もございますけれども、新たな取組といたしまして運転免許返納者と運転免許の失効者、こちらを対象にして地域公共交通を利用する際に使用できるチケットを配布するというところで、そういった交通費の助成に対する取組を考えております。今のところ考えているのは、配布するチケットについては担当部署と調整していきながら決定していくということになると思うのですが、対象者に1名当たり大体1万円程度の金額を想定して運転免許自主返納の取組を進めたいということで考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 今の中で免許の失効者というお話がありましたけれども、運転免許証を失効しても5年以内なら運転経歴証明書が申請できるというルールがありますけれども、あくまでも運転経歴証明書を取り寄せて、そしてこのいろいろなサービスの対象になるという考えなのでしょうか、そこを確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 手続だとかチケット等を配布する場合の諸条件についてですけれども、まず自主返納者については運転免許経歴証明書、こちらのほうを出すということではございますけれども、あと失効者、こちらについては年数があまり遡り過ぎるということも、実際にもう失効している人もいるし、返納している人もいるという中でありますので、その辺の期限については今後、要綱をこれからまたつくっていくことになると思うのですが、こちらの中で整理していきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 来年度から何らかの政策があるということで、そこはしっかりと整備をして免許返納を考えている高齢者の方が不自由のないように対応していただきたいと思えます。

それでは、2項目めの地域公共交通の導入効果と課題について再質問させていただきます。

1日平均の利用状況は理解いたしました。デマンドバスの運行地域は、元気号が廃止された地

域と聞いております。ダイヤ改正前と10月からの改正後の利用状況はどのような状況なのか、特に高齢者や町民からはどのような声が届いて、どのような対応をしているのかお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 10月のダイヤ改正前後の状況ということでございますけれども、元気号については3台体制というものを2台体制ということに改編させていただきましたので、9月が3号車まで3台合わせて2,453名の方にご利用いただいた中で、直近の11月ですと1号車、2号車合わせて1,351名ということで、元気号に関しては1,102名の減と、率にして44.9%の減というような状況になってございます。一方、デマンドバスにつきましては、元気号を廃止した区域へ拡充したというようなことも踏まえまして、9月の4台合計で494人の方にご利用いただいたのに対しまして、直近の11月ですと1,037名の方にご利用いただきまして、増加人数といたしましては543名、増加率としては109.9%増加というようなことになってございます。

高齢者の声というようなことでございますけれども、賛否といたしますか、慣れるまでのお問合せをたくさんいただいております。実際には電話口で、どの車に乗って、どこに行きたいのだけれどもというようなお問合せをいただいて、答弁のほうでもございましたけれども、ガイドブックを配布させていただいておりますので、お電話口でガイドブックを御覧になっていただいて、相互にそれを見ながら、このバスに乗ったらこの時間にここに着くので、次はこうだよというようなことのやり取りを日々結構頻繁にやらせていただいております。答弁の中でも申し上げましたけれども、定時定路線という中でダイヤ改正の理解、定着というのを図っていくというようなことには、現状ではこういう個々の対応というような状況をしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 交流促進バスぐるぼんについて私のほうから少し答弁させていただきます。

10月に改正が行われましたけれども、直近の9月の月間の利用者が、1号車、2号車ということで2台体制でぐるぼんをやらせていただいておりますけれども、利用者人数が80人のところが10月に入りましたら486人ということで400人増えたというような状況で、11月も400人台の利用客ということになってございます。これは、今まで町民の皆様の認識の中では観光のためのバスという認識のところから町民の皆さんも利用できますということで、地域説明会でもたくさん説明させていただきました。そういう形で多くの町民の方がご利用されているというような結果になったのかと捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 今のお話の中で町民からの問合せに対して本当に一つ一つ丁寧に答えていく中で、このようにデマンドバスのすごい乗車率、109.9%まで上がっておりますし、ぐるぼんに関しては去年動き出した段階では常に誰も乗っていないような、そのような状態の

中で、すごく乗車率が伸びているということは本当によかったと私も感じております。

あと、デマンドバスに関してなのですけれども、1台に10人ほどお客様が乗れる形になっていると私は確認しておりましたけれども、相乗り率といいますか、その点は、これだけ乗車率も増えていると相乗りも多くなっているのかというところで、そのところをもし把握できているのであれば教えてください。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） すみません。相乗り率というようなことで、数字ははっきりとは申し上げられませんが、1台当たり2名ないし3名というようなことになろうかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。その点は理解いたしました。

次です。高齢者のこういうことが全て利用促進に向けた具体的な取組に入っていくこととは思いますが、車の運転ばかりしていると、バスの乗り方は意外と分からない、あとはバス利用の体験に参加することで家から買物、病院などに、行きたい場所に行けることで車の運転に不安を感じたときに車を手放すきっかけづくりになると私は考えております。高齢者の安全確保の観点から、免許返納によるバスの利用促進が考えられますけれども、先ほども4月から何らかのチケット配布と考えているということですが、まずふだんからのバスを利用してみたいという、そういう工夫も必要かと思えます。その中で体験利用も考えているというお話もありました。そして、町民の中には事前登録やデマンドバスに対して予約するという、その手続きがよく分からない、お電話する方がいいのですけれども、面倒なイメージを持っていて、中にはタクシーの初乗り料金に対する助成の仕組みはできないのかという、そういうような声も聞いているのですが、町側としてはどのような考えか伺います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 公共交通に関しましては、10月のダイヤ改正以降、このダイヤ、運行体制に慣れていただくというのを我々も注力してやっていかなければいけないだろうと思っております。そういった中では、先ほど総務課長からも答弁させていただきましたけれども、新年度の中で免許返納者に対する利用促進策の検討を今行っているというようなことでございます。

また、手続きが分からない方、デマンドは特に朝の一番のものに対しては前の日に電話をしていただかなければいけない、それとデマンド自体の登録を先に一旦していただかなければいけないということで、どうしても手続きについてはお願いする部分があるかと思っておりますので、何とかこの辺のところもできるだけ改善は図りたいとは思いますが、まずはこういった仕組みに慣れていただく、定着するというのを目的を持ってやっていきたいと思っております。

それから、タクシーの関係でございます。地域公共交通を考えるに当たって一番あおりを受けるとするのはちょっと変な話ですが、タクシー事業者の皆さんというのはそういった

部分ではお客がいろんな方策に取られたり重複したりというようなことがあるのかとは思っています。タクシーの初乗り料金の割引というようなことでございますけれども、現状地域公共交通の活性化推進協議会、そういった部分とも諮ってみななければいけないというようなこともありますが、まだ検討の俎上には上っていないというような状況でございます。ただ、よその地域といいますか、本州のほうになりますけれども、デマンドですとかそういった部分が非効率な部分はどうしても出てしまうというようなこと、利用者の方というのと運行する側から見て非効率な部分、難しい部分というのがございますので、タクシーの初乗りというのを補助として各自治体でやっているという事例も我々も確認はしてございます。しかしながら、実際タクシー事業者の体制、恐らくドア・ツー・ドアで連れて行っていただけるので、もしそういった助成が出て自己負担が少なくなった場合、逆に今度はタクシー事業者のほうに流れていく可能性は高いのだろうとは思っておりますけれども、そうなりますとタクシー事業者の体制がしっかりできるかどうか、あるいは実際の声としてはタクシーを呼んでもなかなか来ないと、今度は逆に30分以上の待ち時間が出ているというようなことも実際の声としてはあるように聞いております。それとプラス、タクシーということになりますと、個人の方への支援という部分の色合いも強くなってきてございますので、金額や回数、そういった部分に制限を設けるだとか、そういったものを総合的に勘案して検討が進められるべきなのだろうとは思っております。様々な視点から今後も地域の皆さんの足の確保、利便性の向上については引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。その点は理解いたしました。デマンド、またぐるぽんのほうでも乗車率も上がっているというところで、まずここをしっかりと定着し、状況に応じてはタクシーの初乗り料金の件も今後必要に応じてテーブルにのせていただけたらと私は思います。

次、地域資源を活用した高齢者の健康寿命につながる運行メニューの考えについての再質問なのですが、地域公共交通は定期定時路線が原則であるということは、私もそこは理解いたしました。その利用の定着が目的であるということです。しかし、これから高齢者になる人は女性でも大半が免許を保有していますし、免許を返納すると外出の機会が大きく制約されてしまいます。私もそうですけれども、500メートル未満の距離でも無意識で車を使い、移動してしまいます。運転が困難だと自覚するまでに自転車で移動し続けて、免許を返納するというのは本当に足腰が弱り、地域公共交通による移動ができる体力がなくなってしまう方もいらっしゃると思います。そうならないためにも車を運転できるうちから地域公共交通を利用すれば歩く機会も増え、体力がついていきます。例えば体験利用でいきいき4・6までデマンドや現金を利用して集い合い、スマホ教室を開催して万歩計を活用できる健康アプリの取組を教えてもらったりとか、またそこに講師に社会資源の活用として町内のイベントとか健康チェックや健康相談で活躍しているコミュニティナースに依頼して、健康面やフレイルの観点から、予防の裏づけを意識づけていただくなど、外出した日と家で過ごした日の歩数を比較することで健康づく

りの関心も高まり、一人一人の取組が波及していくと健康寿命を延ばすことにつながり、医療費の抑制、介護予防、介護費の抑制、そして現役世代の負担軽減につながっていきます。地域公共交通を利用しての高齢者の健康づくりについて、まちの考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

まず、基本的には元気な高齢者の方に対する一般介護予防事業というのは、私どもでは健康体操とかヨガ教室とか、そういったものについては地域に出向く形でやっています。それからあと、介護予防サロン等については送迎つきでというところで、高齢者の事業というのは基本的には足の確保も当然した上で実施しているというところがまず原則的にはございます。ただ、長谷川議員がおっしゃったように、元気なうちから公共交通機関を利用していただいて、いきいき4・6で、うちでいえば社会福祉協議会のほうに委託している事業の中でラインの初めて講座とかというところを実施したりとかしておりますので、そういったところにコミュニティナースの方に連携して来ていただいて、健康アプリを入れて公共交通機関を使うことで歩く距離が延びる、健康的な生活につながるとかというところで元気な高齢者の方向けにという事業は今後社会福祉協議会とも話をしていかなければならないかと思っておりますけれども、でも一つの仕組みづくりとしては考え得ると思っておりますので、今後とも当然高齢者の方の足の確保という部分も視野に入れて高齢者の事業については組立てをしてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。しっかり取り組んでいただければと思います。

免許を返納するときに足腰が弱くなってしまって公共交通も使えないという方がいらっしゃるというお話をしましたけれども、そのときに包括のほうに連絡をしてご相談したときに、介護申請とかお体の状態チェックリストで福祉有償車のほうを使ったりとか、そういう流れがありますけれども、役場のほうに免許の返納の手続に来たときに高齢者の方にお知らせするリーフレットというか、周知するようなものはございますか。

免許返納に来るときというのは役場のほうで行うのですよね。4月から何か支援策を考えているということで、免許返納の証明書を役場のほうに持ってきて、先ほど4月から何かまちのほうで考えている事業があるとおっしゃっていましたが、そのときに歩くのが大変でというときに、こういう今言った包括のほうに行って相談してごらんとかという、そういうような啓発するようなリーフレットというのは連携して置いているのですかという、これから置く予定があるのですかという、そういう意味でございます。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 免許返納の方、それぞれ理由といたしますか、お体の状況とかが違って、いわゆる福祉有償運送の利用促進についてのパンフレットなりご紹介する資料だと思うのですが、例えば免許返納において足腰が弱ってきて、事業対象者として認定されるよ

うな方についてはうちのほうで、今置いているかどうかというのは免許返納の方が役場に行ったらうちに連絡というか、免許返納で足がなくなるので、ちょっと心配なのだけれどもということであれば包括というか、うちのいきいき4・6のほうに連絡をいただいて、そこでご相談に乗るということは多分事例としてあると思うのですが、パンフレットの的なものが置いているかどうかというのは今後返納についての役場にも置けるようなものを作りまして、連携するようなことで考えたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 先ほど言ったように、町の施策、来年度からという予定をしております。そういった事業を進めるに当たってはしっかりとそういったパンフレット等も配布して、皆さんが返納しやすい環境というのですか、そういう足の確保のことも含めて、元気号ですとかバスの部分はいろいろ周知はされていますけれども、そういったものと組み合わせながら、そういったものにも使えますということも含めて足の確保というか、そういった返納しやすい環境のパンフレットというのも作っていきたいと思います。免許返納自体は警察署のほうでの手続になりますけれども、今警察とも連携しながらいろんな取組もしてございますので、あと北海道のほうもいろいろ免許返納に当たってのパンフレットだとか取組を、協賛事業者を設けてそういった免許返納者、証明書を持ってきた方には特典があるという、協賛店に行けばそういう特典があるという取組もしていますので、そういったものも併せてそういった周知というのはしていかなければならないと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。高齢者の方というのは車を手放して、でも公共交通を使うのはなかなか大変、では次どうしようと思っている方もたくさんいらっしゃいますので、そういうところはしっかりと各課連携して町民の困り事を想像しながら対応していただきたい、それをしっかりと要望させていただきます。この件は、私は理解いたしましたので、次の質問に移りたいと思います。

2項目め、がん対策について。

（1）、HPVワクチン接種の個別通知（情報提供）後の経過について。

①、接種状況と対象者からの意見等について伺います。

②、積極的勧奨をしなくなった対象者に対するフォローアップの必要性について町の見解を伺います。

（2）、コロナ禍での婦人科がん検診の受診状況と受診機会を確保するための今後の対策について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「がん対策」についてのご質問であります。

1項目めの「HPVワクチン接種の個別通知・情報提供後の経過」についてであります。

1点目の「接種状況と対象者からの意見等」についてであります。平成25年度から積極的

な勧奨を差し控えているHPVワクチン接種は、国より接種に関する情報提供の充実を図るよう通知があったことなどを踏まえ、接種対象として今年度限りとなる高校1年相当の女子42名に情報提供を行った結果、8名の方より接種申込みがありました。

情報提供後に接種に関する意見・問合せなどはありませんが、今後も対象者や保護者が接種について適切に判断出来るよう情報発信してまいります。

2点目の「積極的勧奨をしなくなった対象者に対するフォローアップの必要性」についてありますが、接種機会を逃している方への対応については、国において公費による接種機会の提供に向けて議論が開始されたところであることから、今後の国の動向を踏まえ対応してまいります。

2項目目の「婦人科がん検診の受診状況と受診機会を確保するための今後の対策」についてであります。

受診状況を30年度と令和2年度を比較しますと、子宮がん検診が270名から223名の47名の減、乳がん検診は359名から251名の108名の減となっており、新型コロナ禍における受診控えなどの影響もあり、がん検診受診者数は減少している状況にあります。

引き続き、集団接種会場・医療機関における受診体制の整備や対象者への検診に関する情報発信などを行い、効果的な受診機会の確保に取り組んでまいります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。WHOは、SDGsに子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすことを目標に掲げ、子宮頸がん排除への戦略としてHPVワクチン接種率90%を目標としています。日本においては平成25年6月から個別通知などによる周知を行わなくなりました。その結果、接種率は1%未満まで激減しております。しかし、国内外で有効性を示す大規模なデータに基づき、国はHPVワクチンの積極的勧奨を来年4月から再開するよう自治体へ通知しております。本町におきましても、6月の一般質問後高校1年生に周知をしてくださったということで、本当に私としては命を救う、そして命を考えることに町も前向きに取り組んでくださったことに感謝しております。今回は高校1年生だけだったということですので、来年度の通知対象学年及び通知時期についてお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 来年度の接種対象者の年齢でございます。

定期接種の対象年齢は、小学校6年生、13歳から高校1年相当の16歳となっております。こちらは国により個別勧奨の対象設定の考え方などが今後示されると思いますので、それに応じて設定していくとなると思っております。ただ、ワクチンの確保や体制などが整えば、対象年齢となる全員を対象に啓発していくものになるのではないかと現状は考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。ワクチンの体制が整ってからということなので、発送の時期というのはまだはっきりしないということですか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） あくまでも積極的勧奨は4月1日以降となっておりますので、示された中で対応していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

ワクチン接種を正しく理解していただくために本人や保護者に安全性と有効性、何らかの症状が見られたときのリスクを周知していかなければならないと思いますけれども、国が示したリーフレットにはどのように示されているのでしょうか。

また、対象年齢前の親御さんにも情報提供のためにホームページに掲載し、周知する必要があると私は考えますけれども、そのホームページの掲載が可能かどうか伺います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まず、ホームページの考えでございます。

現在は積極的な勧奨はしておりませんので、特段HPVワクチンに関しては載せておりません。これは、先ほど申し上げたとおり4月1日以降に勧奨しなければならないと考えておりますので、今後はホームページにしっかり掲げていきたいと思っております。

あと、こちらはリーフレット等を活用した中で対象者に送っているのですが、その中にリスク、安全性というのはしっかり記載されておりますので、まずそちらを見ていただくということと、先ほど申し上げたとおり今後ホームページの中でもそこら辺はしっかり掲げていく中で皆さんに知っていただくような形と考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） ホームページでしっかり周知、そして関心のあるお母様方にもしっかりと情報を届けていただきたいと思います。

そんな中、親子でしっかりと話し合うということも私は大切だと思います。保護者への啓発の取組がホームページだけではなく必要かと私は考えております。11月に地域女性活躍推進事業によりましてNPO団体のサロンで命の誕生をメインにママのための性教育講座が開催されました。私も参加させていただきましたけれども、HPVワクチンの接種についてお話がありまして、助産師として経験と命を守る立場から、ワクチン効果やリスクについてしっかりとお母さんと娘と話し合い、娘が必要としたときに接種することが最も大切であるとお話をされていまして。平日にもかかわらず、町内外から若いお母さん方が小さなお子さんを連れて参加されておりまして、関心の高さを知ることができました。この講座を通してどのような声が届いているのか、また今後保健福祉課、子育て関係のNPO法人と連携ができるのか、その点をお聞かせください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時19分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行します。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 11月に行われた講座に参加されたお母さんたちからは、親子で話し合うきっかけというか、どういったことを子供にお話をしたらいいかといったようなことが勉強ができたといった内容ですとか、あとは逆にまたちょっと不安になったとか、そういった意見をいただいているところであります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 先ほどの今後健康福祉課も含めてNPOとの連携なのですが、そのところは取組ができないか、この講座を通して一人でも多くのお母様方に理解してもらうために健康福祉課との連携とかもできないかとか、そこはどうでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 女性の体を守るために健康に関して知識をしっかりと持つことは重要なことだと考えております。議員のご提案にありました連携すること、これは一つの手法と考えております。知識を深めるための手法は様々あると思いますが、どのように連携していくのがいいのかは今後考えてまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） しっかりと取り組んで一人でも多くの方々に正しく理解していただく、そして親子で命の大切さを伝える、そういう取組をしていただきたいと思います。

今後勧奨再開に当たりまして、接種後に何らかの症状が現れることを理解していても、その症状が現れたときに不安になり、経過観察が必要なのか受診が必要なのかなど相談できる窓口の体制について伺います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 副反応と救済制度の関係でございます。

こちらは、接種案内時に先ほど申し上げたリーフレットを配布しております。その中に予防接種被害救済制度について記載がございまして、手続に関しましては市町村に問い合わせるよう記載しております。こちらは役場のほうから出している文書におきましては、相談窓口が健康福祉課となっていることを記載しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） それでは、対象が小学校6年生から高校1年生までということで、学校現場のほうも関連があると思います。先生方の対応ですけれども、何らかのそういう症状が見られたときの相談、支援体制、どのように取り組まれてこれからいこうと考えているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校で副反応等接種後のというところのお話だと思います。

接種前から始まると思うのですが、実際今は子宮頸がんだけではありませんが、がん教育の中で体を大事にしていくこと、それから助産師による命を守るという講話等を含めて、子供と中学生はそれに対して非常に真摯に向き合って、命を守るということがどういうことなのかということを日々学んでいると思います。学校においても接種をした後の専門的な部分についてはお答えできることはないと思いますので、そのときは先ほど下河課長が答弁したように、まず健康福祉課、最寄りの市町村の窓口というところに相談する、もしくは接種したお医者さん等に相談するというようなことを促したいと思いますが、接種前であれば養護教諭等を含めて相談に乗ってもらえるような体制を取りたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） ワクチンは、おおよそ半年の間に間隔を空けて3回接種しますが、体調によりまして一、二回で済ませる子もいるようです。テスト勉強や試験当日に支障がないような、そういう接種期間の相談であったり、登校できていても例えば頭痛が続いて勉強に集中ができなくて集中力が低下してしまうという、そういう学習面の支援というのにも必要なお子さんがこれからもしかしたら見受けられるかもしれないかもしれませんが、そういう場合先生方が正しい知識を持って対応すべきではないかと思うのですけれども、何か症状があったら、それは病院また福祉課に相談というのはわかりますけれども、子供をフォローしていく点、そこを教員に正しい知識を持ってもらうことも必要ではないかと思っておりますけれども、そこは学校教育の現場としてはどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今年の春先にも北海道教育委員会のほうからHPVワクチンに関しての情報提供というのは実際あります。来年からそこが積極的に進むとなると、様々なパンフレット、それから情報というものがありますので、教育委員会としては学校のそれぞれの現場にこのような対応があるということを周知し、きちんと理解をしてもらうように学校内に通知してもらうように進めてまいります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。取組のほうよろしく進めてください。

それでは、婦人科がん検診について再質問いたします。本町におきましてもがん検診率が減少していることが分かりました。受診控えによりまして発見時の重症化が懸念されておりますけれども、発見率はお答えできますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 何らかの所見があった発見率でございます。

子宮頸がん検診に関しましては2.6%ですので、100名中2人程度と、乳がん検診につきましては4.3%となりますので、100人中4名ほどの発見率でございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） ありがとうございます。がん検診向上のためには、まちとしては今までどのような取組をしてきたのか、また今回新型コロナウイルス感染症の影響でがん検診の受診控えというのが見られておりますけれども、それに対してどのような対応をしているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 今までの取組でございます。

総合健診、がん検診会場、乳児健診会場などにおきましては、チラシの配布をまず行っているということでございます。子宮がん検診は20歳から69歳と、乳がん検診は40歳から69歳までの年齢の方に対しまして、がん検診に対するある面での通知文をまず送付しております。あと、無料クーポンの対象者になる方につきましても、ここは対象のたびに文書を送付している状況でございます。あと、これは2年に1回受診するのを勧奨しておりますので、以前受けた方につきましても自動的に予約できるような形を取り組んでおります。あと、医療機関の受診体制の整備を行っておりまして、苫小牧市内で幾つかの病院での受診が可能なようなことを令和元年度に実施している状況でございます。その他実際子育ての母親の方にも安心していただけるように託児の状況も取りながら実施をしているところでございます。

今はコロナ禍ですので、コロナということで受診を控えられた方が多い状況でございます。先ほどの状況で30年度と2年度のところで大きく下がっているのですが、令和元年度におきましては、先ほど言いました苫小牧市で医療機関をしたときには大きく実は数字が上がっている状況がございました。こういう形でコロナということで受けられないというところがどうしてもある中で、集団接種会場におきましては検温とか3密の回避とかマスク着用とかということに取り組みながら実施している状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） いろいろな取組がされているということで、その中で検診率が下がったということは本当に残念なことかとも思います。これから3回目の新型コロナウイルスの予防接種も始まりますけれども、そういう接種会場で総合的ながん検診の案内チラシを配るなどをして周知を行って理解を求めていただきたい、そういう取組も大事ではないかと思いません。今は2人に1人ががん患者になると言われている時代です。婦人科検診に対する恐怖心や仕事の忙しさから、検診を後回しにしてしまう女性が多いのも事実です。その結果命を落としてしまう最悪の事態を防ぐためにも、検診の必要性をしっかりと伝えていただく取組に私は本当に積極的にまちで取り組んでいただきたいと思えます。命を守るがん検診、その取組についてまちの思いを伺いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 先ほど議員からもお話をされましたとおり、周知がまず必要かと思っています。周知の中でしっかり理解をしていただく、何のために検診を行うのか、そ

の結果どういうところにつながっていくかというのがすごく重要だと思っております。いろんな機会を捉まえながら周知して、自分自ら考えていただいてがん検診を受けていただくようなことに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって公明党、12番、長谷川かおり議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。各議員には出席方よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

（午後 4時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美